

市民コメント閲覧図書

日高市災害廃棄物処理計画（案）

(案)

日高市災害廃棄物処理計画

平成31年3月

埼玉県 日高市

市民生活部 環境課

目 次

第1章 総則	1
1 背景及び目的	1
2 計画の位置付け	2
3 基本事項	3
3. 1 想定する災害	3
3. 2 対象とする災害廃棄物の種類	4
3. 3 災害廃棄物処理の基本方針	6
3. 4 災害廃棄物の処理主体	10
3. 5 災害廃棄物処理に係る業務内容	11
第2章 災害廃棄物処理に関する情報及び体制	13
1 組織体制・指揮命令系統	13
2 情報収集・連絡体制	16
2. 1 情報収集・連絡体制	16
2. 2 関係機関と共有する情報	17
2. 3 災害廃棄物担当チームにおいて行う情報収集	20
2. 4 一般廃棄物処理施設に関連して必要となる情報	21
3 協力・支援体制	22
3. 1 自衛隊、警察、消防等との連携	22
3. 2 国・県の支援	23
3. 3 県内、近隣市町村との連携・支援	25
3. 4 民間事業者との連携	25
4 職員への教育	28
5 計画の進捗管理・見直し	29
第3章 災害廃棄物対策	30
1 一般廃棄物処理施設の現況	30
1. 1 一般廃棄物処理施設の現況	30
1. 2 一般廃棄物処理（ごみとし尿）施設等への対策	33
1. 3 一般廃棄物処理施設の耐震化・洪水対策等	36
1. 4 一般廃棄物処理施設の補修体制の整備	37
2 災害廃棄物処理業務の内容	38
2. 1 災害廃棄物発生量・要処理量の算定	38
2. 2 処理スケジュール	40
2. 3 処理フロー	42
2. 4 収集運搬計画	44

2. 5	仮置場の設置、運営管理、返却	4 7
2. 6	仮設処理施設	5 1
2. 7	環境モニタリング	5 3
2. 8	再生利用	5 5
2. 9	最終処分	5 7
2. 10	がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去	5 9
2. 11	広域的な処理・処分	6 1
2. 12	適正処理が困難な廃棄物（有害廃棄物を含む）の対策	6 2
2. 13	思い出の品の取り扱い	6 4
2. 14	避難所ごみ・家庭系ごみ	6 5
2. 15	し尿処理	6 7
3	住民への広報・啓発	7 0
3. 1	広報	7 1
3. 2	相談窓口の設置	7 2
4	発生時における県への事務委託	7 3
5	災害廃棄物処理実行計画	7 4

第1章 総則

1 背景及び目的

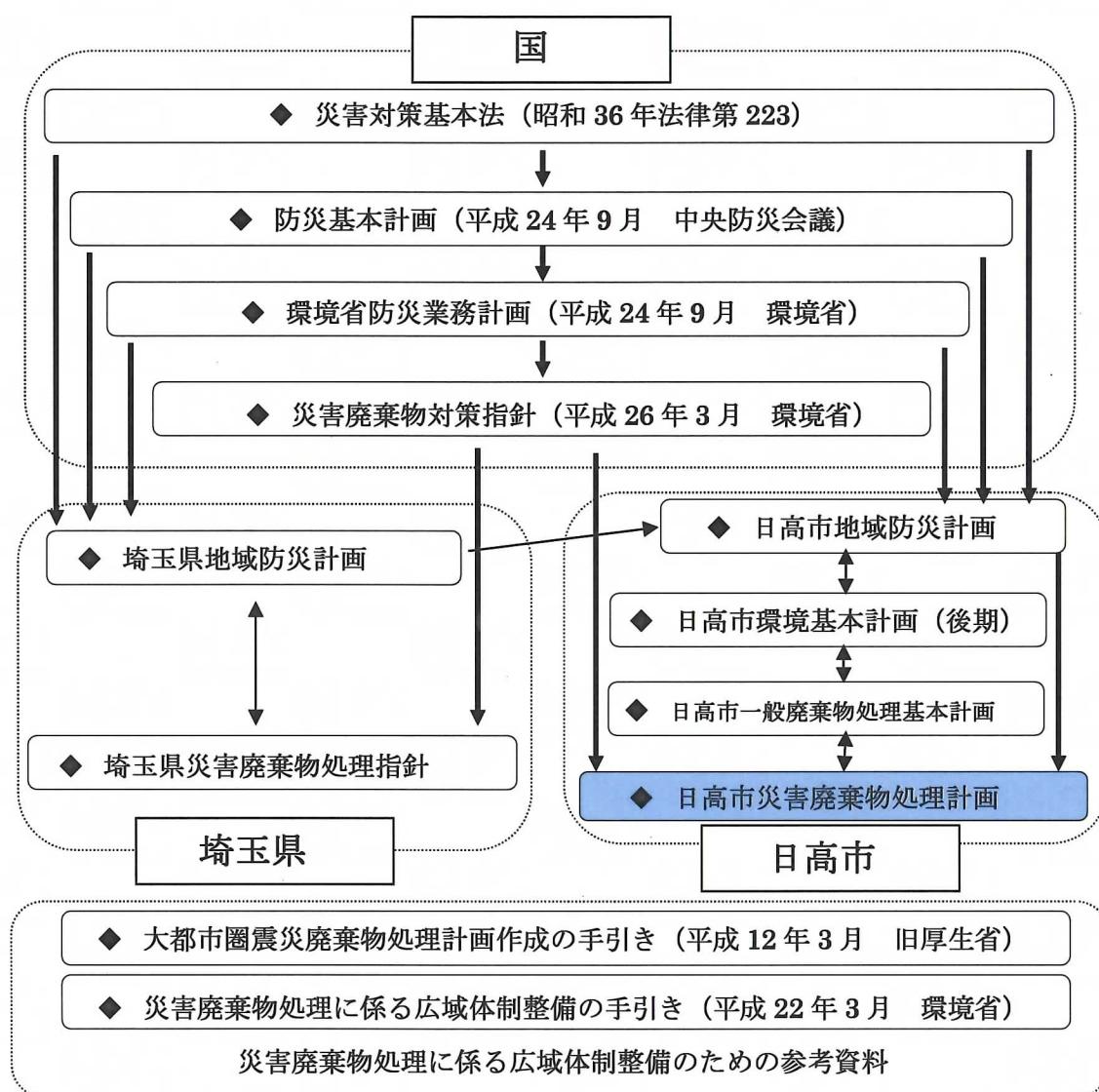
阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震及び昨今多発している大型台風の直撃等による豪雨被害を始めとする災害の発生等をうけ、地理的要因に基づき、歴史的に大きな自然災害に見舞われることのなかつた本市においても、未曾有の災害に対する備えの重要性が叫ばれてきているところである。

本計画は、日高市地域防災計画に基づき、災害廃棄物等の処理に係る対応等についてその方策を示すとともに、東日本大震災の経験等により蓄積された成果を踏まえ、日高市における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものである。

2 計画の位置付け

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針（平成 25 年改定）及び埼玉県災害廃棄物処理指針（平成 29 年 3 月策定）に基づき策定するものであり、日高市地域防災計画と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、各所掌における具体的な業務内容を示した。

本市で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。



出典：災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月 環境省）

図 1-1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け

3 基本事項

3. 1 想定する災害

地震災害については、日高市地域防災計画で対策上想定すべき地震を対象とする。風水害については、日高市地域防災計画に規定されている「災害対策本部」の設置が必要となる災害を対象とする。

表 1-2 想定する災害

・想定する地震 関東平野北西縁断層帯地震

項目	被害等の内容
震度・マグニチュード	6弱・8.1
避難者	519人（避難所数24箇所）
全壊・焼失家屋数	42棟・29棟

・想定する風水害 平成28年8月 台風9号相当

項目	被害等の内容
降水量	66mm/h
避難者数	7世帯 21人（避難所数2箇所）
流出家屋数	0棟

3. 2 対象とする災害廃棄物の種類

本計画において対象とする災害廃棄物は、以下のとおりとする。

表 1-3 災害廃棄物の種類

区分	種類	内容
① 地震や風水害によつて発生する廃棄物	a. 木くず	柱・梁・壁材、全壊家屋の部材、風水害などによる流木など
	b. コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	c. 金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	d. 可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック、ガラス、セトモノ等が混在した廃棄物
	e. 不燃物	分別することができない細かなコンクリートや土砂などが混在した、概ね不燃性の廃棄物
	f. 腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品、農業廃棄物など
	g. 廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン、冷蔵庫などの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
	h. 廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
	i. 有害廃棄物	石綿含有廃棄物、ポリ塩化ビフェニル含有廃棄物、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等
	j. その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、タイヤ、バッテリーなどの市の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、石膏ボードなど

②被災者 や避難者 の生活に 伴い発生 する廃棄物	k.	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	l.	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
	m.	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供された汲み取り式トイレの総称）等からの汲み取りし尿

出典：災害廃棄物対策指針（平成26年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）一部改

3. 3 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物の処理は、以下の方針に基づき行う。

① 取組方針

被災地におけるし尿、生活ごみ及びがれき等の収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

また、本市で発生した災害廃棄物の処理は本市が主体となって行うことを基本とする。

② 具体的な取組内容

ア 処理体制の確保

- 1) 災害発生後直ちに、一般廃棄物（可燃ごみ）の処理を委託している太平洋セメント株式会社埼玉工場に処理施設の緊急点検を依頼し、被害状況の把握と応急復旧等の必要性がある場合はこれを要請する。
- 2) 処理能力を超える大量のごみが発生した場合や処理施設が被害を受け稼働しない場合等、災害廃棄物の処理が困難になった場合を想定し、バックアップ体制として大里郡寄居町所在の民間の廃棄物再資源化施設であるオリックス資源循環株式会社寄居工場での代替処理へ速やかに移行できるよう、「緊急時処理不能事態における可燃ごみ処理委託契約」及び「緊急時処理不能事態における可燃ごみ処理費用の負担及び支払方法に関する覚書」について、各関係事業者と事前調整のうえ、ひな形が定められているのでこれに基づき処理を進める。また、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、県及び埼玉県清掃行政研究協議会（以下、「協議会」という。）等と協議し、被害の少ない市町村へ災害廃棄物の処理を要請する。
- 3) 処理施設での処理能力を超える大量のごみが発生した場合や、搬入経路に被害がある場合は、周辺の環境、交通の利便及び被災地の状況等に留意し、ごみの仮搬入先を確保する。
ごみの仮搬入先は、廃棄物処理施設の余剰地及び公園、小中学校等の公共施設用地の広場等を利用する。
- 4) ごみ処理施設が受け入れ可能となった時点から、順次処理を実施する。仮搬入先に一時的に集積したごみの運搬は、事業者への委託により実施する。

イ がれき等の処理

1) 倒壊建築物の処理・処分

災害によって生じた、がれき、木くず、金属くず、可燃物、不燃物等の廃棄物（以下、「がれき等」という。）の処理については、次のとおり実施する。

a 民間所有建築物等

原則として、所有者が解体及び処分等を実施するものとし、市は仮置場（仮搬入先）、処分等に関する情報の提供を実施する。

b 公共建築物

施設の管理者が処理する。

2) 実施体制の確保

a 仮置場の確保

周辺の環境、交通の利便及び被災地の状況等に留意し、がれき等の仮置場（仮搬入先）を確保する。

b 分別収集体制の確保

がれき等が最小限の費用で効率的に処理処分されるよう、排出時ににおける分別の徹底を図る。

c がれき等の処理の要請

必要に応じて、県及び協議会等に協力を要請し、がれき等の処理を行う。

3) 処理体制の確保

a がれき等を選別及び一時保管できる仮置場を確保するとともに、大量のがれき等を処分するまでのルートを確保する。

b ルートの確保にあたり、通行上支障のある場合は、応急復旧班（建設課・区画整理課）に要請し、支障を優先的に撤去する。

c 応急活動後は、がれき等の処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、廃棄物のリサイクルを図る。

ウ し尿処理

1) 仮設トイレの設置

被災者の生活に支障が生じることのないよう、仮設トイレを設置すべき避難所、避難所毎の必要台数及び必要な資材を調査し、「災害時における廃棄物処理に関する協定」を締結している、日高環境保全協同組合（以下、「組合」という。）及び他の民間事業者の協力を得て、仮設トイレの設置を手配する。し尿排出の目安は1人1日5リットルとする。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、障がい者等への配慮を行う。

また、各避難所に適した仮設トイレを選定する。

2) し尿の収集

避難所における仮設トイレの使用状況を適切に把握し、良好な衛生状態が保持できるよう、組合等と緊密な連携を図り、し尿の収集を実施する。

3) し尿処理施設の応急措置

収集したし尿は、入間西部衛生組合清掃センターにおいて処理する。入間西部衛生組合は、災害発生後に処理施設の被害状況を調査把握し、必要な応急措置を講じる。

エ 生活ごみの処理

1) 処理対象ごみ

処理対象とするごみは、次に示す一般廃棄物とする。

- a 通常のごみ収集停止により蓄積された家庭ごみ
- b 災害により蓄積された事業系一般廃棄物
- c 避難所から出されるごみ

※焼損、倒壊等による建築廃材（がれき）等は、「災害廃棄物」、事業所から排出される一般廃棄物以外の廃棄物、道路復旧等による発生材等は「産業廃棄物」であり、処理対象でない。

2) 実施体制

災害時における一般廃棄物の収集、運搬及び処分は、組合及びその他一般廃棄物収集運搬許可事業者等の協力を得て実施する。

3) 施設の応急措置

災害発生直後に一般廃棄物処理施設の被害状況を調査把握し、必要に応じて応急措置を講じる。また、一般廃棄物（可燃ごみ）の処理を委託している太平洋セメント株式会社埼玉工場が処理施設の緊急点検を実施した結果、応急復旧等の必要性がある場合はこれを要請する。

4) ごみ収集の方法

a ごみ収集の広報

災害時においても、可能な限りリサイクルが図れるよう、分別方法などのごみ収集の計画等を市民に対して広報する。

b 腐敗性の高いごみ

腐敗性が高いごみは、被災地における防疫上、組合及びその他一般廃棄物収集運搬許可事業者等の協力を得て、最優先で収集、運搬し、処理施設へ搬送する。

c 災害時に発生するごみについては、水分が多く土砂混りで排出されることが多いので、塵芥処理車（パッカー車）による収集が効

果的でないことが予想される。こうした場合には、ダンプトラックと積込用機械との組み合わせによる収集方法にて事業者委託により実施する。

オ 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

市は、石綿等の有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱事業者からの混入を防止し、適正な処置に努める。

3. 4 災害廃棄物の処理主体

本市で発生した災害廃棄物の処理は本市が主体となって処理を行うことを基本とする。

災害の規模、災害廃棄物の量や種類により、本市のみで処理することが困難な場合は民間事業者や他の地方公共団体へ協力を要請する。

災害規模が大きく独自処理が困難な場合は、地方自治法第252条の14第1項に基づき、県等への事務委託を行うものとする。

支援団体となる場合は、処理主体である地方自治体の要請に基づき、職員や収集運搬車両等の派遣、事務処理等の支援を行う。

3. 5 災害廃棄物処理に係る業務内容

1) 発災後の業務概要

発災後の災害廃棄物処理の流れを図 1-4 に示す。

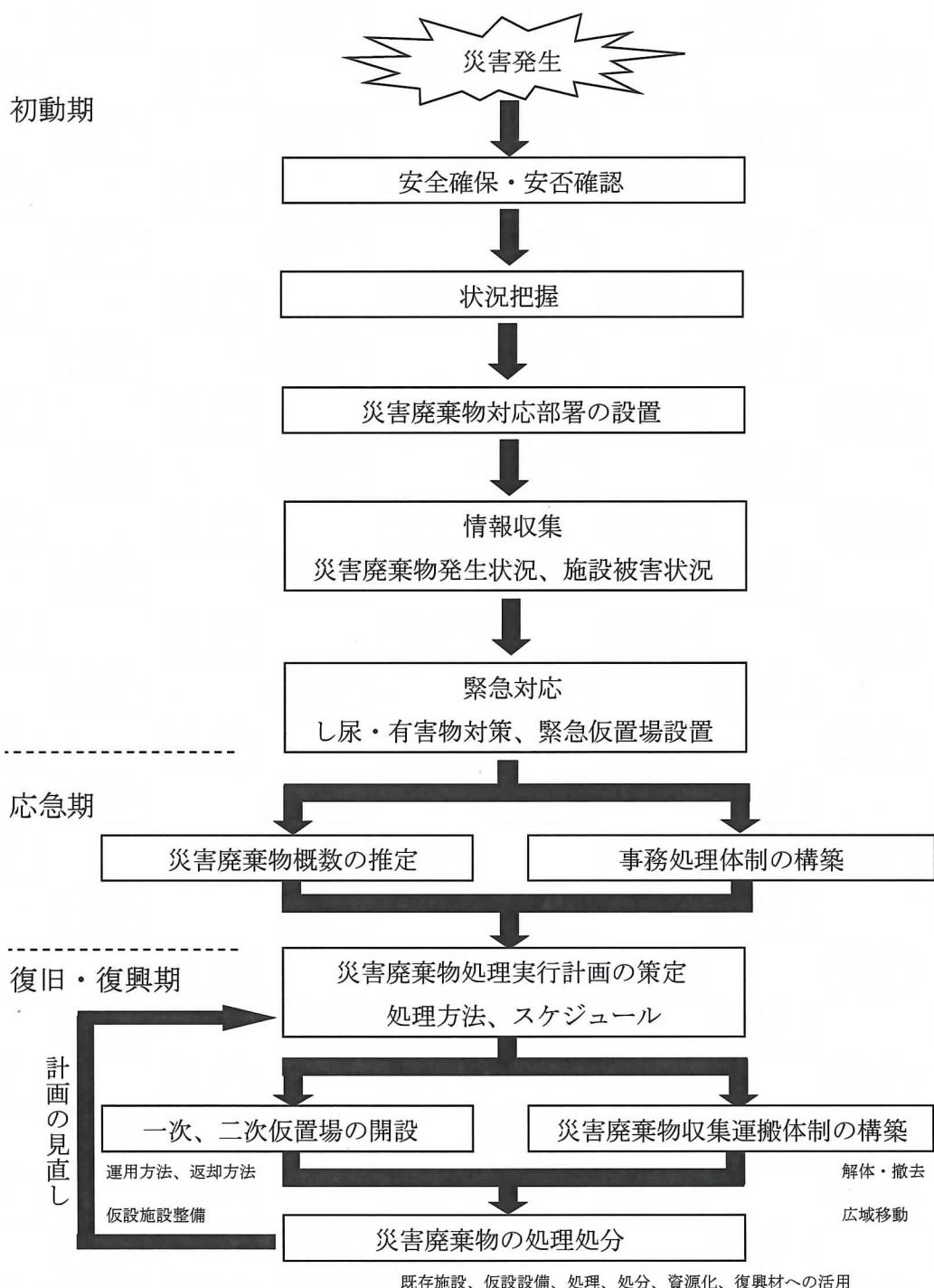


図 1-4 発災後の災害廃棄物処理業務の流れ

2) 発災前後の考え方と段階に応じた業務

本計画では、災害廃棄物処理について、災害予防（被害抑制・被害軽減）、災害応急対応、復旧復興の観点から必要な事項を整理する。

本計画における時期区分は表 1-5 のとおりとする。

表 1-5 発災前後の時期区分

時期区分	時期区分の特徴	災害廃棄物対策
災害予防	被害抑止、被害軽減のための事前対策実施	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の強化 ・災害廃棄物処理計画の策定
初動期 発災後数日間	人命救助が優先される時期	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理チームの整備 ・道路の啓開、二次被害防止のための災害廃棄物撤去 ・被害状況の把握 ・緊急仮置場の設置 ・必要資機材の確保 ・支援要請（D.Waste-Net 等）
応急対応 ～3ヶ月	避難所生活の本格化～人や物の流れが回復	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗管理 ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・仮置場の設置・受入 ・避難所ごみの対応 ・支援要請
復旧・復興 ～3年程度	避難所生活終了、復興工事の本格化	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗管理 ・復旧・復興計画と合わせた災害廃棄物処理・再資源化 ・長期の支援要請

※ 時期区分の時間目安は災害規模や内容によって異なる。

第2章 災害廃棄物処理に関する情報及び体制

1 組織体制・指揮命令系統

1) 災害対策本部

本市の災害が発生したとき及び発生のおそれがある時に設置される災害対策本部の組織は図 2-1 に示すとおりであり、各業務は地域防災計画に定めるとおりである。

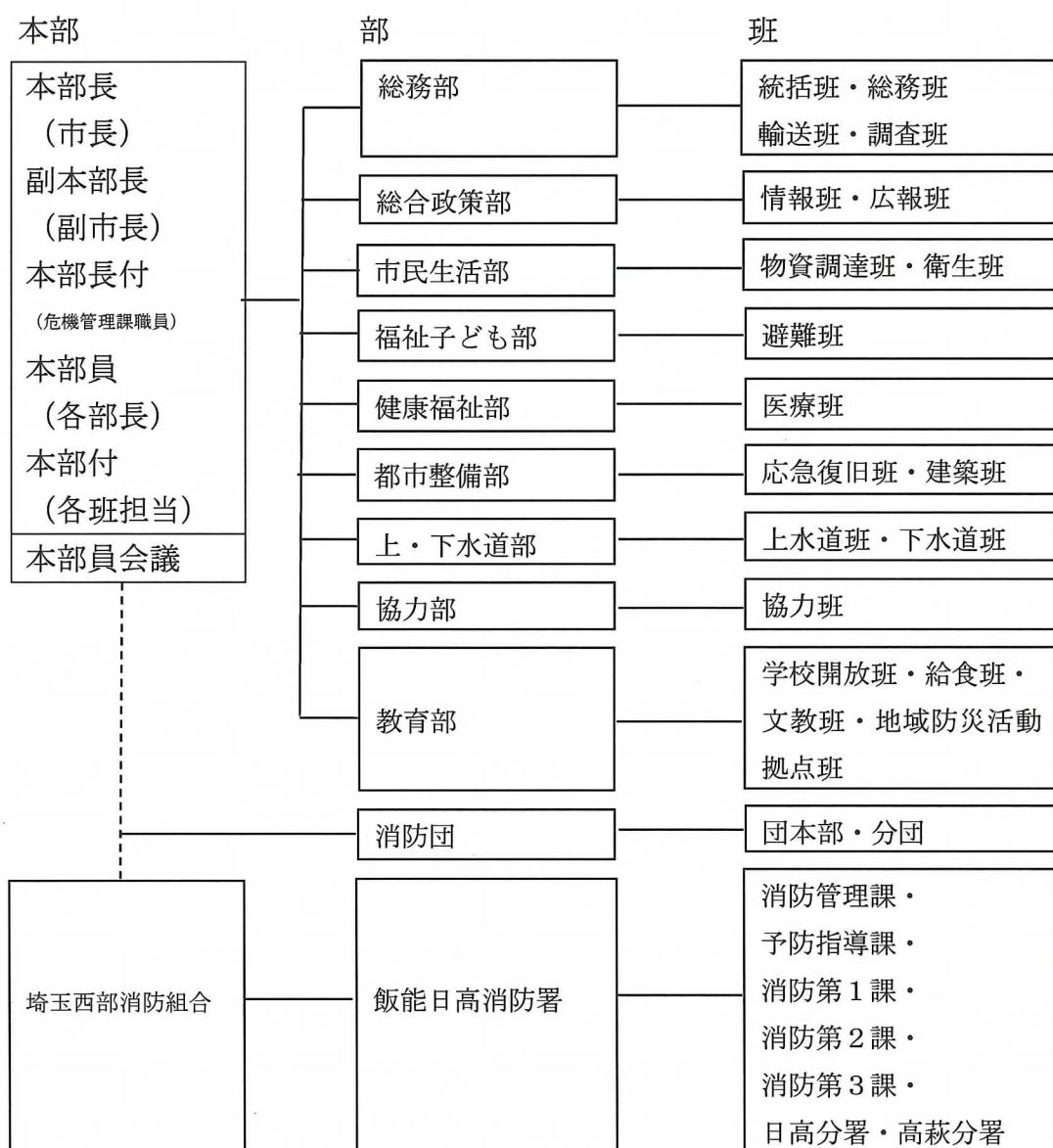


図 2-1 日高市災害対策本部の組織表

2) 災害廃棄物処理チーム

(1) 組織体制

発災直後の非常参集等の配備体制と業務は、地域防災計画で定めるとおりとする。災害廃棄物処理を担当する組織については、次のとおり定める。

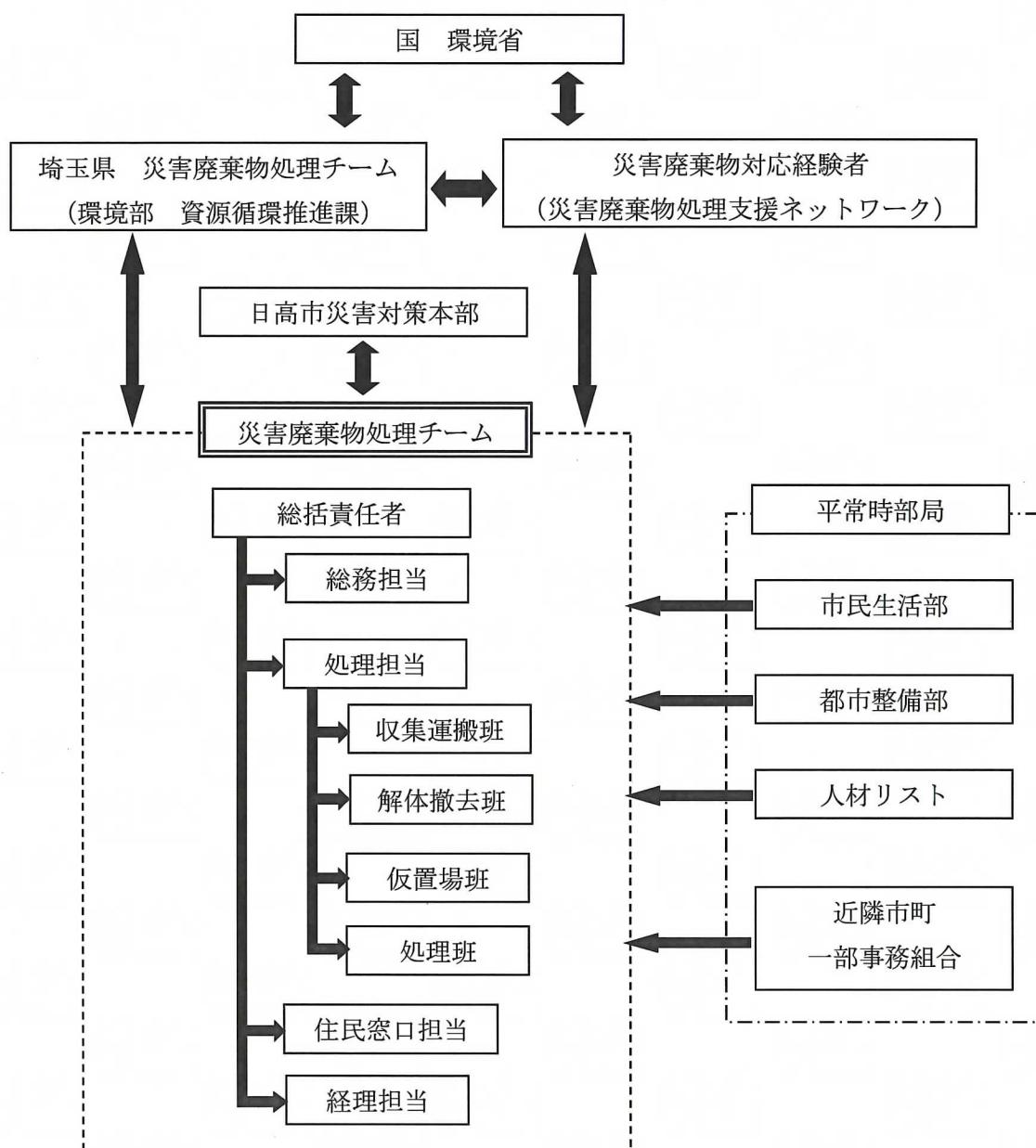


図 2-2 災害廃棄物処理対策組織の構成

(2) 担当ごとの業務内容

災害予防時期、発災後の初動期、応急対応時、復旧復興期にかけての作業のながれを表 2-3 に担当区分・業務班ごとに示す。

表 2-3 発災後の災害廃棄物処理における業務概要（例）

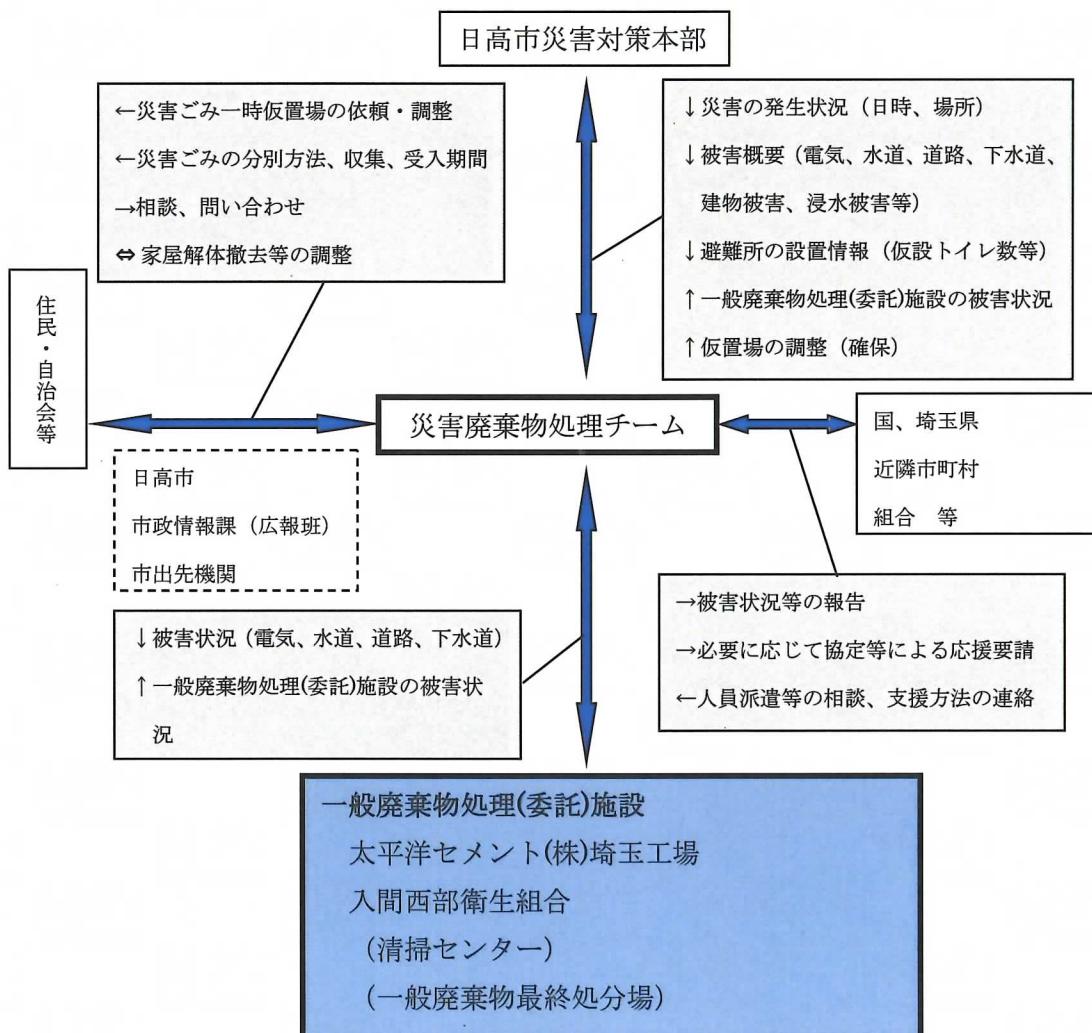
	災害廃棄物処理計画上の区分	災害 予防	災害応急対応			復旧・復興
担当	業務 内 容	平常時	初動期	応急対応	復旧・復興	
1. 総務担当	災害廃棄物等対策の総括、運営、進行管理（防災部署との連携も含む）					
	職員参集状況の確認と人員配置					
	廃棄物等対策関連情報の集約					
	災害対策本部との連絡					
	市民への広報					
	相談・苦情の受付					
	事業者への指導（産廃管理）					
	県及び他市町等との連絡					
	応援の要請（広域処理関係）					
	国庫補助の対応					
2. 生活ごみ 処理担当	災害廃棄物処理実行計画策定と見直し（処理フロー、災害廃棄物発生量推計）					
	避難所及び一般家庭から排出される一般廃棄物の収集・処理					
3. し尿処理 担当	仮設トイレの設置、維持管理、撤去					
	し尿の収集・処理					
4. 施設担当	備蓄、点検					
	処理施設復旧、必要機材確保					
5. がれき・ 解体撤去担当	がれき等の撤去（道路啓開、家屋の解体撤去）					
	仮置場、仮設処理施設の設置、運営管理、撤去					
	環境対策、モニタリング、火災対策					

2 情報収集・連絡体制

2. 1 情報収集・連絡体制

発災後は、逐次変化する被害状況の把握や災害対策本部の方針だけでなく、国・県と情報を共有するとともに、災害廃棄物処理チームから本市の状況を発信していく。

本市の情報収集・連絡体制を図2-3に示す。



出典：市町災害廃棄物処理計画モデル（平成26年3月 三重県）（一部改）

図 2-3 連絡体制～情報の流れ～（例）

2. 2 関係機関と共有する情報

1) 災害対策本部から収集する情報

災害廃棄物処理実施の企画立案の基礎資料とするため、表2-2に示す情報を本市災害対策本部事務局等から収集し、災害廃棄物処理チーム内において情報共有するとともに関係者に周知する。

また、これらの情報は、被災・被害状況が明らかになるにつれて、刻々と更新されるため、常に最新の情報を収集し、その発表日時を明確にするとともに、可能な限り得られた情報の正確性を裏付ける情報も整理する。

表 2-2 災害対策本部事務局等からの情報収集項目

区分	情報収集項目	目的
避難所と避難者数の把握	・避難所名 ・各避難所の収容人数	トイレ必要数把握 (し尿処理関連)
建物の被害状況の把握	・建物の全壊及び半壊棟数 ・建物の焼失棟数	要処理廃棄物量及び種類等の把握
上・下水道、道路の被災及び復旧状況の把握	・水道施設の被害状況 ・断水（水道被害）の状況と復旧の見直し ・下水道処理施設の被災状況 ・主要な道路・橋梁の被害状況と復旧の見通し	インフラの状況把握

出典：市町村災害廃棄物処理計画のひながた（平成26年9月 高知県）

2) 国・県と共有する情報

県との連絡手段を確保し、災害対策本部から収集した情報、被災地区からの情報、ごみ処理の進捗状況など、表2-3に示す情報について、定期的に国・県に報告するものとする。

表 2-3 国・県への報告事項

区分	情報収集項目	目的
・災害廃棄物（全体） ・腐敗性廃棄物 ・有害廃棄物発生状況	・災害廃棄物の処理量・進捗率 ・腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ・有害廃棄物の種類と量及び拡散状況	生活環境の保全 全体像の把握
廃棄物処理施設の被災状況	・被災状況 ・復旧見通し ・必要な支援	処理体制の構築
仮置場整備状況	・仮置場の位置と規模 ・必要資材の調達状況	

3) 近隣市町村の情報収集

近隣市町村、一部事務組合等との連絡手段を確保し、表2-4に示す情報について共有に努める。

表 2-4 災害廃棄物に関する情報例（近隣市町村等と共有すべき情報）

項目	内 容	
オープンスペース	仮置場候補地、広域避難所、物資拠点、仮設住宅を含めた空き地	災害廃棄物の仮置場は、処理の進捗に応じ変化するものである。オープンスペースとして情報をデータベース化することで、さまざまな状況に対応できるものとする。なお、オープンスペースの情報収集にあたっては、周辺の学校・病院等の保全施設の情報も併せて収集する必要がある。
処理施設	資源化処理施設 し尿処理施設 最終処分場	災害廃棄物の処理のために有効と思われる施設などは、それら施設の被害状況、それらの施設までのアクセスなど様々な条件により選定されるものである。そのため、施設の基本情報をデータベース化することで、様々な状況に対応できるものとする。
資機材	収集運搬車両 重機 災害用トイレ	災害廃棄物の処理や災害時に有効な資機材としては、収集運搬車両、重機、仮設トイレなどがあげられる。また、これらの資機材は、先の仮置場（オープンスペース）と併せ、災害廃棄物処理の初期体制を決定づける要因ともなる。そのため、資機材として情報をデータベース化することで、様々な状況に応じた体制整備に対応できるものとする。
その他		災害廃棄物処理体制構築について検討する際の情報として、上記以外に必要となる広域情報項目は、避難所、緊急輸送路等が挙げられる。

出典：環境省（平成22年）、災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引きに加筆

4) 関係団体の情報収集

災害対策に関する応援協定を締結している関係団体と連絡を取り、応援協定内容に応じた情報を収集し、今後の対応について調整を行う。

応援協定締結団体等は24ページ 表2-7及び「3.4 民間事業者との連携」を参照する。

2. 3 災害廃棄物担当チームにおいて行う情報収集

災害廃棄物に関する情報収集について、災害廃棄物担当チームにおいては表2-5に示す情報を収集する。

収集した情報から、災害廃棄物処理実行計画を適宜見直し、災害廃棄物処理を遂行していく。

表 2-5 災害廃棄物に関する情報収集（災害時）（例）

項目	内容	緊急時	復旧時	収集先
職員・施設被災	職員の参考状況 廃棄物処理施設の被災状況 廃棄物処理施設の復旧計画／復旧状況	○ ○ ○	○	統括班 衛生班 衛生班
災害用トイレ	上・下水道及び施設の被災状況 上・下水道及び施設の復旧計画／復旧状況 災害用トイレの配置計画と設置状況 災害用トイレの支援状況 災害用トイレの撤去計画・撤去状況 災害用トイレ設置に関する支援要請	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	上水道班／ 下水道班 物資調達班 物資調達班 物資調達班 物資調達班
し尿処理	収集対象し尿の推計発生量 し尿収集・処理に関する支援要請 市町村等のし尿処理計画 し尿収集・処理の進捗状況 し尿処理の復旧計画・復旧状況	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	衛生班 衛生班 衛生班 衛生班 衛生班
生活系ごみ処理	ごみの推計発生量(避難所ごみ含む) ごみ収集・処理に関する支援要請 市町村等のごみ処理計画 ごみ収集・処理の進捗状況 ごみ処理の復旧計画・復旧状況	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	衛生班 衛生班 衛生班 衛生班 衛生班
災害廃棄物処理	家屋の倒壊及び焼失状況 災害廃棄物となる廃棄物の種類・条項 災害廃棄物の推計発生量及び要処理量 災害廃棄物処理に関する支援要請 災害廃棄物処理実施計画 解体撤去申請の受付状況 解体事業者への発注・解体作業の進捗状況 解体事業者への支払業務の進捗状況 仮置場の配置・開設準備状況	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	調査班 衛生班 衛生班 衛生班 衛生班 応急復旧班 応急復旧班 応急復旧班 建築班

	仮置場の運用計画 仮設焼却施設の整備・運用計画 再利用・再資源化／処理・処分計画 再利用・再資源化／処理・処分の進捗状況	○ ○	◎ ○ ◎	衛生班 衛生班 衛生班 衛生班
--	---	--------	-------------	--------------------------

出典：環境省（平成 22 年）、災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引きに加筆

2. 4 一般廃棄物処理施設に関する必要となる情報

し尿処理施設を含む一般廃棄物処理施設において、災害に備えた緊急時対応マニュアルを策定する。マニュアルには、施設の被災状況確認方法や修復方法、施設ごとに必要となる薬品、燃料等の用役備蓄情報を記載する。

発災後は、以下の情報収集を行う。

表 2－6 一般廃棄物処理施設に関して収集する情報（災害時）

施設	建屋		プラント		その他	
	被害	補修	被害	補修	被害	補修
可燃ごみ資源化処理施設(太平洋セメント(株)埼玉工場)						
清掃センター						
最終処分場						
入間西部衛生組合清掃センター						

3 協力・支援体制

被災区域で発生する災害廃棄物の処理は、本市が主体となって行うが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては本市のみでは対応できないこともあるため、速やかに協力支援体制を整備する。

総務担当は、生活系ごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理の各担当から支援の必要性把握し、要請内容を整理し、応援協定に基づき応援を要請する。他市町村、民間団体等からの支援の申し出については、支援要請内容との調整を行う。

(支援要請内容等については速やかに県に報告を行う。)

3. 1 自衛隊、警察、消防等との連携

災害発生直後は、自衛隊、警察、消防による人命救助、啓開作業が行われることから、災害廃棄物への対応については、分別や環境配慮が後手になることを踏まえ、以下の対応を要請する。

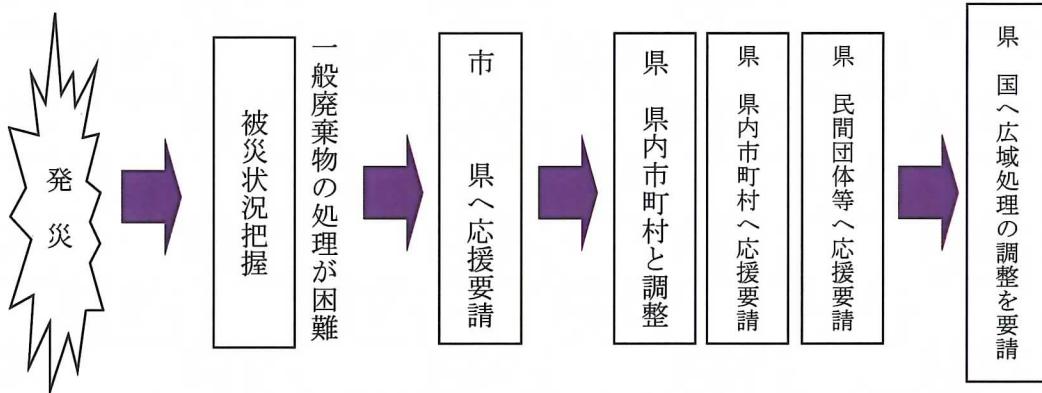
(要請事項 例)

- ・ 有害物、危険物に対する情報を提供するとともに、災害廃棄物の特性に応じた最低限の分別等
- ・ 啓開廃棄物の移動先
- ・ 火災等の二次災害の防止、不法投棄対策
- ・ 貴重品・思い出の品の取扱い

3. 2 国・県の支援

災害廃棄物処理にあたっては、本市が主体となり自区内処理を行うことが基本となるが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、県及び周辺自治体等との協力連携により広域的な処理を進める。

発災後の応援要請については、図 2-4 の手順で要請の必要性を判断したうえで行うものとする。



出典：市町災害廃棄物処理計画モデル（平成26年3月 三重県）（一部改）

図 2-4 災害廃棄物処理応援協定の基本的な流れ（例）

災害時の応援協定等については、定期的に内容の確認と見直しを行う。

（受援体制）

- ・ 発災後、自区内の資機材では処理が困難と判断される場合には、県に対し、一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する相互支援協定に基づく支援を要請する。
- ・ 委託処理や職員派遣等の円滑な応援・受援対策のため、体制の整備を図るとともに訓練等を実施する。

（支援体制）

- ・ 県から、協定等に基づく支援要請を受けた場合には、保有する資機材や人員に応じて、交代要員も含め必要な支援体制を整備する。
- ・ 県から処理の支援要請を受けた場合は、処理施設の稼働状況等から受け入れの可否、受入可能量等の検討を行う。
- ・ 支援（委託処理）を行う場合は、市町村間で受け入れ手続きを行うとともに、必要に応じ受入施設の周辺住民等に対し説明を行い、合意形成を図る。

表 2-7 災害等廃棄物処理に関する応援協定等

名称	締結者	締結年月日	協定概要	備考
災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会、その会員	H20.7.15	災害廃棄物処理に関する相互支援 (1)機材等の提供及び斡旋 (2)一時的に保管する仮置場の提供 (3)必要な職員の派遣 (4)処理の実施 (5)その他必要な事項	
災害時における廃棄物処理に関する協定	日高環境保全協同組合	H28.1.13	災害発生時の避難所等における市民生活の確保と早期復旧、公衆衛生の保持 (1)避難所への仮設トイレの設置 (2)生活用水給水車の配備 (3)し尿の収集、運搬 (4)廃棄物等の撤去、収集及び運搬 (5)各車に搭載しているドライブレコーダーによる被害状況の確認 (6)その他必要な事項	
災害廃棄物処理の協力体制	埼玉県西部地域まちづくり協議会(ダイアプラン)	予定		
	太平洋セメント株式会社	予定		

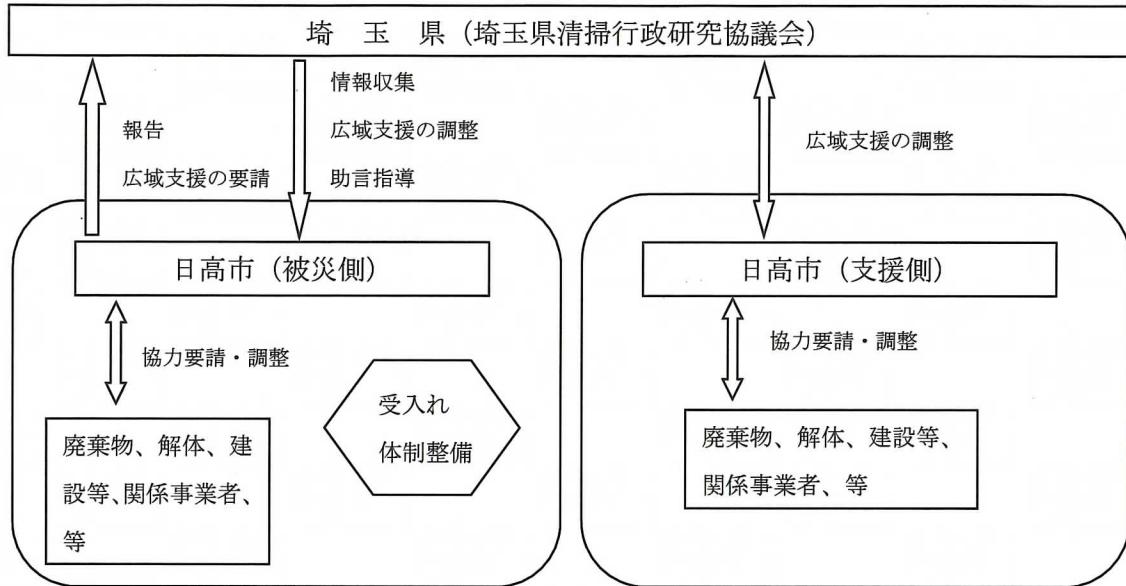


図 2-5 市内及び県内等との協力・支援体制（イメージ）

3. 3 市内、近隣市町村との連携・支援

市内、あるいは、近隣自治体との連携・支援については、表 2-7 災害等廃棄物処理に関する応援協定等に基づき、迅速かつ効果的に実行されるよう常に最新の情報を提供するとともに、市内の情勢を正確に把握し、必要な支援等について要請する。

また、他市町村との連携、他市町村からの支援が確実に行われるためには、受け入れ体制の整備も重要となる。協定締結に際しては、支援を受ける人材、資機材の詳細を取り決め、これらの移動ルートの確保、受け入れ態勢の整備も検討する。既に締結されている協定についても適宜見直しを行い、支援される側だけでなく、支援する側の体制等についてもあらかじめ検討しておく。

3. 4 民間事業者との連携

あらかじめ締結している以下の団体との災害に対する応援協定等に基づき、災害廃棄物処理に必要な支援等を要請する。

表 2-9 災害対策に関する応援協定締結団体

団体名	連絡先	応援協定内容（概要）
日高環境保全協同組合 (市浄化槽清掃業許可事業者 9 社による共同体)	事務局 有限会社 飯能清掃センター 住所：飯能市南町 13-1 TEL : 042-973-3738	避難所への仮設トイレ設置、生活用水給水車の配備、し尿の収集・運搬、廃棄物等の撤去・収集及び運搬、作業者に搭載しているドライブレコーダによる被害状況確認、その他

大量に発生した場合の災害廃棄物の処理を迅速かつ効果的に実行するため、災害廃棄物処理に関し、以下の団体等との応援協定締結に向け働きかけを行っていく。

表 2-10 災害廃棄物処理に関し、協力可能性のある団体

団体名	連絡先	対応可能業務
太平洋セメント株式会社	環境事業部 住所: 東京都港区台場 2-3-5 台場ガーデンシティビル TEL : 03-5531-7418	可燃系廃棄物のセメント資源化処理等
市一般廃棄物処理業（ごみ）許可事業者（12 社※限定許可事業者を除く）		災害廃棄物の収集・運搬等
有限会社 向上舎	住所：狹山市上広瀬 1224 番地の 1 TEL : 04-2941-4926	
西武衛生 有限会社	住所：入間市小谷田 2-1-3 TEL : 04-2964-2248	
有限会社 正和清掃社	住所：坂戸市八幡 1-3-42 TEL : 049-281-1678	
有限会社 飯能清掃センター	住所：飯能市南町 13-1 TEL : 042-973-3738	
毛呂山清掃 株式会社	住所：毛呂山町大類 522-1 TEL : 049-294-0459	
有限会社 安川商事	住所：毛呂山町前久保 378 TEL : 049-294-4411	
加藤商事 株式会社	住所：川越市上寺山 4-1 TEL : 049-222-5957	
有限会社 新東	住所：毛呂山町阿諏訪 1483 TEL : 049-294-6349	
株式会社 クリーン藤原	住所：日高市田波目 581-3 TEL : 042-978-9151	
有限会社 興伸	住所：川越市安比奈新田 263-3 TEL : 049-232-0694	
有限会社 濱戸商事	住所：毛呂山町長瀬 264-5 TEL : 049-294-1916	
貫井紙業	住所：入間市中神 1012-3 TEL : 04-2934-7393	

市一般廃棄物処理業（し尿）許可事業者（9社）		避難所等に設置した仮設トイレからのし尿収集・運搬等
有限会社 向上舎	住所：狭山市上広瀬 1224 番地の 1 TEL : 04-2941-4926	
西武衛生 有限公司	住所：入間市小谷田 2-1-3 TEL : 04-2964-2248	
有限会社 正和清掃社	住所：坂戸市八幡 1-3-42 TEL : 049-281-1678	
有限会社 飯能清掃センター	住所：飯能市南町 13-1 TEL : 042-973-3738	
毛呂山清掃 株式会社	住所：毛呂山町大類 522-1 TEL : 049-294-0459	
有限会社 安川商事	住所：毛呂山町前久保 378 TEL : 049-294-4411	
加藤商事 株式会社	住所：川越市上寺山 4-1 TEL : 049-222-5957	
有限会社 新東	住所：毛呂山町阿諏訪 1483 TEL : 049-294-6349	
株式会社 山口商会	住所：入間市宮寺 3086 TEL : 04-2964-2552	

4 職員への教育

災害廃棄物処理計画の実効性を保つため、計画の内容について平常時から担当職員を対象とする研修を行うとともに、計画的に訓練を行う。

研修計画

研修名称	対象者	研修内容	実施時期
初任者研修	廃棄物対策担当新任者	座学、視察、OJT	毎年4月
定期研修	廃棄物対策担当職員	OJT	随時

訓練計画

訓練名称	対象者	実施時期
情報伝達訓練	廃棄物対策担当職員	毎年4月
図上訓練	廃棄物対策担当職員	毎年4月

1) 訓練と計画の見直し

本計画は、市地域防災計画や国及び県の指針改訂等に併せて計画内容の見直しを行う。また、訓練で抽出された課題や協定内容の変更に応じて必要な修正を行う。

5 計画の進捗管理・見直し

日高市地域防災計画に基づき、庁内の関連部署との調整、埼玉県災害廃棄物処理計画と連携を図りながら、以下のような流れで、点検を行い、定期的に本計画を改定する。

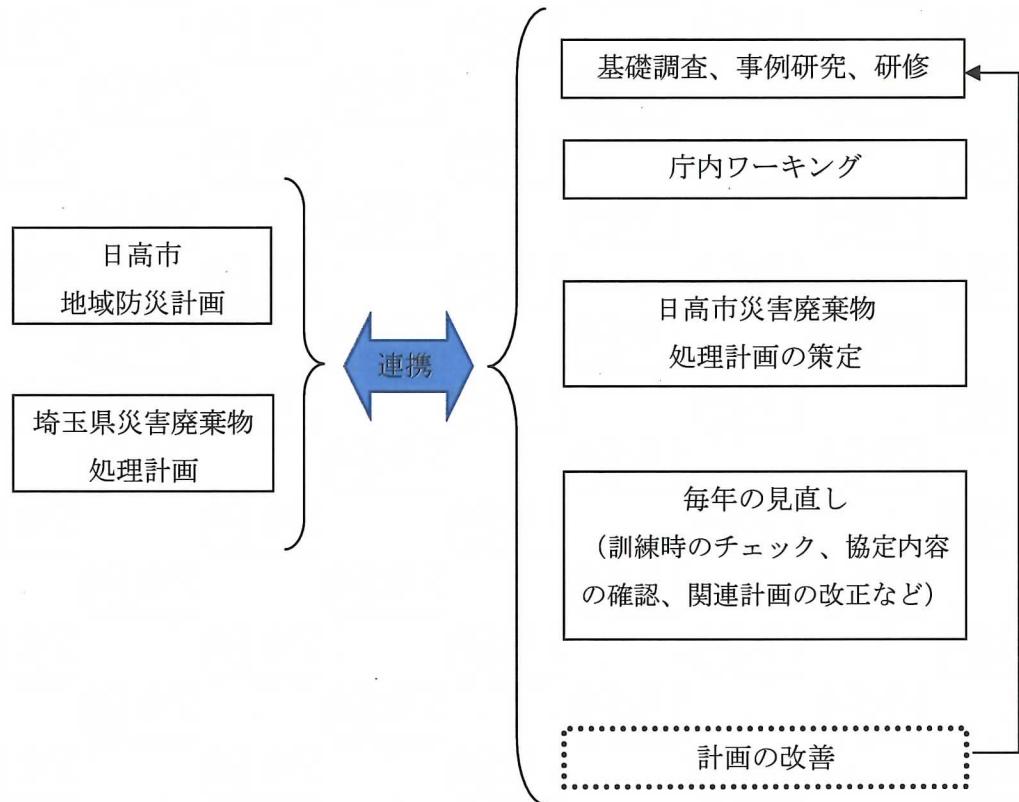


図 2-6 計画策定と進行管理の流れ

進行管理予定表

チェック・見直し内容	管理内容	時 期	担 当
毎年の訓練後チェック	別途記載 P.28	毎年 5 月	環境課廃棄物対策担当
計画見直し		平成 40 年	

加除・変更の履歴

年 月 日	ページ	項 目	理 由 等

第3章 災害廃棄物対策

1 一般廃棄物処理施設等

1. 1 一般廃棄物処理施設の現況

本市の一般廃棄物処理施設、民間の処理施設、応援協力体制にある処理施設等について、その処理能力、受入区分等の概要を下表に示す。

本データは年に一度見直しを行うものとする。

表 3-1 本市の一般廃棄物処理施設

施設名称	施設概要	住所・連絡先
日高市清掃センター	粗大・大型木製・金属・有害廃棄物の一時保管施設	上鹿山 766 番地 1
日高市一般廃棄物最終処分場	可燃ごみ資源化処理残渣の埋立地	田波目 441 番地 9

表 3-2 近隣の一般廃棄物処理施設（民間、近隣自治体等）

所有者、施設名称	施設概要	住所・連絡先	備考※
川越市 資源化センター	可燃ごみ、粗大ごみ、ごみ 処理残渣、し尿処理残渣流 動床式ガス化溶融・改質施 設	川越市鯨井 782-3 049-234-0530	協定締結 なし
埼玉西部環境保全組合 高倉クリーンセンター	可燃ごみ、粗大ごみ、ごみ 処理残渣流動床式焼却施設	鶴ヶ島市高倉 593-4 049-271-1500	協定締結 なし
飯能市 クリーンセンター	可燃ごみストーカ(可動)式 焼却施設	飯能市下畠 768-1 042-973-1010	協定締結 なし

※当市は焼却施設を所有していないため、相互協力協定等の締結が難しい。

表 3-3 近隣の産業廃棄物処理施設

所有者、施設名称	施設概要	住所・連絡先	備考
太平洋セメント株 式会社埼玉工場	廃プラ、木くず、廃タイヤ、廃トナー、RDF、 有機汚泥、ASR、下水汚泥脱水ケーキ、廃 酸廃アルカリ、都市ゴミ焼却灰ロータリー キルン高温焼成セメント原燃料化施設	日高市原宿 721 042-989-1111	協定提携 検討中

表 3-4 収集運搬車両（一般廃棄物分）

所有者等	車両種別・台数	住所・連絡先	備 考
日高市	2tダンプ車 1台	日高市南平沢 1020 042-989-2111	直営
有限会社向上舎	塵芥車 3台 キャブオーバー車 1台 脱着装置付コンテナ車 1台 糞尿車 4台	狭山市上広瀬 1224 番地の1 04-2941-4926	許可事業者
西武衛生有限会社	塵芥車 4台 キャブオーバー車 2台 3.5tダンプ車 1台 糞尿車 2台	入間市小谷田 2-1-3 04-2964-2248	許可事業者
有限会社正和清掃社	塵芥車 9台 糞尿車 3台	坂戸市八幡 1-3-42 042-281-1678	許可事業者
有限会社飯能清掃センター	塵芥車 9台 キャブオーバー車 4台 脱着装置付コンテナ車 1台 糞尿車 10台 清掃車 1台	飯能市南町 13 番 1号 042-973-3738	許可事業者
毛呂山清掃株式会社	塵芥車 12台 2tダンプ車 2台 4tダンプ車 1台 キャブオーバー車 1台 脱着装置付コンテナ車 2台 糞尿車 11台	毛呂山町大類 522-1 049-294-0459	許可事業者
有限会社安川商事	塵芥車 9台 脱着装置付コンテナ車 5台 糞尿車 8台 清掃車 1台 タンク車 1台	毛呂山町前久保 378 049-294-4411	許可事業者
株式会社加藤商事	塵芥車 12台 脱着装置付コンテナ車 4台 糞尿車 8台	川越市上寺山 4 番地 1 049-222-5957	許可事業者

有限会社新東	塵芥車 4台 2tダンプ車 1台 4tダンプ車 1台 糞尿車 4台	毛呂山町阿諏訪 1483 049-294-6349	許可事業者
株式会社クリーン ネス藤原	塵芥車 19台 キャブオーバー車 3台 脱着装置付コンテナ車 5台	日高市田波目 581番地 11 042-978-9151	許可事業者
有限会社興伸	塵芥車 10台 キャブオーバー車 2台 脱着装置付コンテナ車 1台	川越市安比奈新田 263 番地3 049-232-0694	許可事業者
有限会社瀬戸商事	塵芥車 7台 脱着装置付コンテナ車 1台	毛呂山町長瀬 264番地 5 049-294-1916	許可事業者
貫井紙業	塵芥車 2台	入間市中神 1012-3 04-2934-7393	許可事業者
株式会社山口商会	糞尿車 3台 清掃車 2台	入間市宮寺 3086 04-2964-2552	許可事業者



図 3-1 一般廃棄物処理施設等の位置図

1. 2 一般廃棄物処理（ごみとし尿）施設等への対策

災害に強いごみ処理施設（廃棄物処理、し尿処理）とするための防災対策（地震、停電、火災、浸水）を計画的に講じていく。

★災害予防

1) 一般廃棄物処理施設等の災害対応

発災時に一般廃棄物処理施設等が被害を受けないよう、あるいは被害を最小限に留めるため、以下の対応を行う。

表 3－5 一般廃棄物処理（委託）施設の災害対応

対策 施設名	清掃センター	一般廃棄物 最終処分場	入間西部衛生 組合清掃セン ター	太平洋セメン ト（株）埼玉工 場 AK システ ム
建屋、機器の 耐震化対策				
停電による機 器故障対策				
浸水対策				

2) 補修・復旧体制の整備

施設が被災した場合の修復を迅速に進めるため、以下の対策を実施する。

表 3－6 一般廃棄物処理（委託）施設の災害対応

対策 施設名	清掃センター	一般廃棄物最 終処分場	入間西部衛生 組合清掃セン ター	太平洋セメン ト（株）埼玉工 場 AK システ ム
災害対応マニ ュアル（事業繼 続計画）の整備 （災害時の人 員計画、連絡体 制、復旧対策）				

災害対応マニュアルに基づく訓練				
災害発生直後の点検手引の作成				
非常用電源や補修等に必要な資機材、燃料の確保（浸水への配慮）				
人材の手配方法（プラントメーカー等との連絡、協力体制）				
立地場所に関するリスク（浸水対策） 対応マニュアルの整備と訓練の実施				

★災害応急対応

発災後は災害対応マニュアルに基づき、対応していく。

- ・発災直後は、施設・設備の被害状況を確認（点検手引き）し、必要な応急復旧を実施する。
- ・ライフラインの遮断、施設被害等に対する復旧、補修に必要な資機材、燃料の確保及び人材の手配（施設のプラントメーカー等）を行う。
- ・廃棄物処理施設の運転にあたっては、処理不適物の混入や施設の稼働状況等の確認について、平常時よりも慎重な運転管理を行う。

★復旧・復興

施設の被災状況に応じて、復旧し、生活ごみ等の処理を行い、余力で災害ごみの処理を行っていく。

- ・施設が被災した場合は、迅速に復旧を図る。

- ・施設等の復旧にあたって、国庫補助を活用する場合は、記録の保存等必要な手順について関係機関と調整を行う。
- ・生活ごみ等を処理した余力を検討し、処理可能な災害廃棄物量、性状等を検討する。

表3-7 本市内焼却処理能力（可燃ごみ資源化処理能力）

施設名	処理能力	稼働日数	年間処理能力	年間処理量	余力	処理期間	災害廃棄物処理量
	t／日	日／年	t／年	t／年	t／年	年	t/2.5年
太平洋セメント (株)埼玉工場AKシステム	131.0	363	47,553	15,000	32,553	2.5	81,383

試算条件：稼働日数：363日／年

処理期間：2.5年（災害廃棄物処理期間は最大3年であるが、既往施設の機能回復及び契約等手続きで6か月程度要するとして、処理期間を2.5年とした）

災害廃棄物処理量＝余力（年間処理能力－年間処理量）×2.5年

表3-8 本市内最終処分能力（資源化処理残渣及び不燃物のみ）

施設名	処理能力	稼働日数	年間処理能力	年間処理量	余力	処理期間	災害廃棄物処理量
	t／月	日／年	t／年	t／年	t／年	年	t／年
一般廃棄物最終処分場	6.0	23	72.0	50.0	22.0	3	22.0

試算条件：稼働日数：2～3日／月

処理期間：現在の埋立期間は平成33年度まで（延長の予定）

災害廃棄物処理量＝余力（年間処理能力－年間処理量）

1. 3 一般廃棄物処理施設の耐震化・洪水対策等

発災時において迅速かつ適切に廃棄物の処理を進めるために一般廃棄物処理施設について廃棄物処理システムの強靭化を図っていく。

1) ハード対策

(1) 建築設備の耐震化

可燃ごみ処理資源化処理委託施設である太平洋セメント（株）埼玉工場AKシステムにおいては、震度7に耐えうるものとして設計されている。

その健康度については、定期点検により診断されており、定期修繕時に必要な修繕を行う。また、大規模な修繕が必要となる場合には市と協議し大規模修繕を実施するものとしている。

一般廃棄物処理施設の建築物等においては震度7相当に耐えうるものとして設計されており、本市の一般廃棄物最終処分場においても採用している。

ただし、浸出水処理施設については、竣工から27年が経過し、建築設備の老朽化が懸念されることから、耐震化診断を実施し、必要な対策を行う。

(2) 設備、機器の損壊防止策

AKシステムの主要機器は建築物と整合の取れた耐震力を確保するものとして設計されており、その健康度は、定期点検により診断されている。

また、最終処分場においてもプラント主要機器は建築物と整合の取れた耐震力を確保するものとして設計されている。

震災時には配管等の損壊が懸念されることから、施設内機器の点検を行い、損壊対策を実施する。

(3) 水害防止対策（浸水対策）

本市洪水ハザードマップ等により被害の有無を想定して、重要機器が想定浸水レベル以下に配置されている場合は浸水対策を行う。

表3-9 本市内水害対策

施設名	水害防止対策
太平洋セメント（株）埼玉工場 AKシステム	
一般廃棄物最終処分場	

2) 廃棄物処理施設の運転等のソフト対策

災害時における運転再開のため、以下の対策を災害対応マニュアルにおいて想定する。

- ・災害発生から運転再開までのスケジュール
- ・電源、用役の確保
- ・非常運転時の運転基準の策定

1-4 一般廃棄物処理施設の補修体制の整備

災害時に安全に運転を再開するため、速やかに施設の点検を行い、必要な補修・整備を行う。

発災後の施設の再開のため、プラントメーカー等との応援協定について検討する。

表 3-10 発災時の運転再開に向けた応援協定状況

施設名	協定先	協定内容
一般廃棄物最終処分場	当該年度浸出水処理施設管理 業務委託事業者	<ul style="list-style-type: none">・非常時対応支援・補修対応可能な技術者の派遣・補修部品の供給
清掃センター		

また、被災しやすい設備については必要な備品をストックしておく。

2 災害廃棄物処理業務の内容

2.1 災害廃棄物発生量・要処理量の算定

■災害予防

本計画で想定する災害廃棄物の発生量は、日高市地域防災計画（平成28年3月）において推計した被害想定等を基に発生量の推計をする。

なお、発生時は、被害状況を踏まえた災害廃棄物量を把握し、具体的な実行計画に反映する。

表3-11 被害棟数と原単位

(関東平野北西縁断層帯地震又は平成28年8月台風9号相当豪雨)

被害区分	被害棟数・世帯数	発生原単位(※1)	災害廃棄物量
全 壊	42棟	161t／棟	6,762t
半 壊	549棟	32t／棟	17,568t
火災焼失	29棟	121t／棟	3,509t
床上浸水(※2)	1世帯	4.60t／世帯	4.60t
床下浸水(※2)	30世帯	0.62t／世帯	18.60t
合 計	620棟/31世帯	—	27,862.20t

※1：発生原単位の「全壊」、「半壊」、「火災焼失」は首都直下地震の値

※2：地震被害の場合は、浸水被害は無い場合も想定される。

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成26年3月）

表3-12 種類別災害廃棄物量

(関東平野北西縁断層帯地震又は平成28年8月台風9号相当豪雨)

種類	災害廃棄物量
可燃物 (30%)	8,358.66t
不燃物 (10%)	2,786.22t
コンクリートがら (20%)	5,572.22t
金属類 (10%)	2,786.22t
柱角材 (20%)	5,572.44t
その他 (10%)	2,786.44t
合 計	27,862.20t

■災害応急対応

災害情報、被害想定等を基に発生量の推計をする。

■復旧・復興

処理の進捗に合わせ、実際に搬入される廃棄物の量や、被災状況の調査結果を基に、廃棄物の発生量及び要処理量の見直しを行う。

2. 2 処理スケジュール

■災害予防

復旧・復興に向け、本市、県、関係事業者、住民が連携し処理にあたり、3年以内に処理業務を完了することを基本とする。

被災規模が大きく広範囲にわたる大規模の災害の場合は、膨大な災害廃棄物の発生が見込まれるため、3年間で処理を終えることは困難と予想される。その場合は、県、国と連携調整のうえ広域処理などの対応を行う事とする。処理スケジュールは表3-13を想定する。

表 3-13 処理スケジュール（想定）

項目						
実施計画の策定・見直し						
避難所ごみの収集						
仮設トイレの設置・維持						
災害廃棄物の収集						
家屋解体申請受付						
家屋解体の実施						
...						
資源化処理施設の復旧						
資源化処理施設での処理						
...						
1次仮置場の設置						
...						
2次仮置場の設置						
...						
広域処理						
...						

■災害応急対応

災害廃棄物発生量、処理施設の被災状況等を踏まえた処理スケジュールを作成する。

災害廃棄物処理が長期に及ぶ場合であっても、生活圏からの廃棄物の除去、災害廃棄物の処理完了のそれぞれについて目標期限を設定し、広域処理を含めたスケジューリングを行う。

■復旧・復興

災害廃棄物処理の進捗に応じ、処理見込量を算出し、スケジュールを見直す。

2. 3 処理フロー

■災害予防

災害廃棄物の処理の基本方針、発生量・要処理量、本市の廃棄物処理施設の被害状況を想定しつつ、分別・処理を図 3-2 のとおり設定する。

災害廃棄物には、適正処理困難物も多く含まれることから、県及び関係機関と連携し、民間事業者や関係団体の協力も踏まえた処理方法を設定する。

単位：t

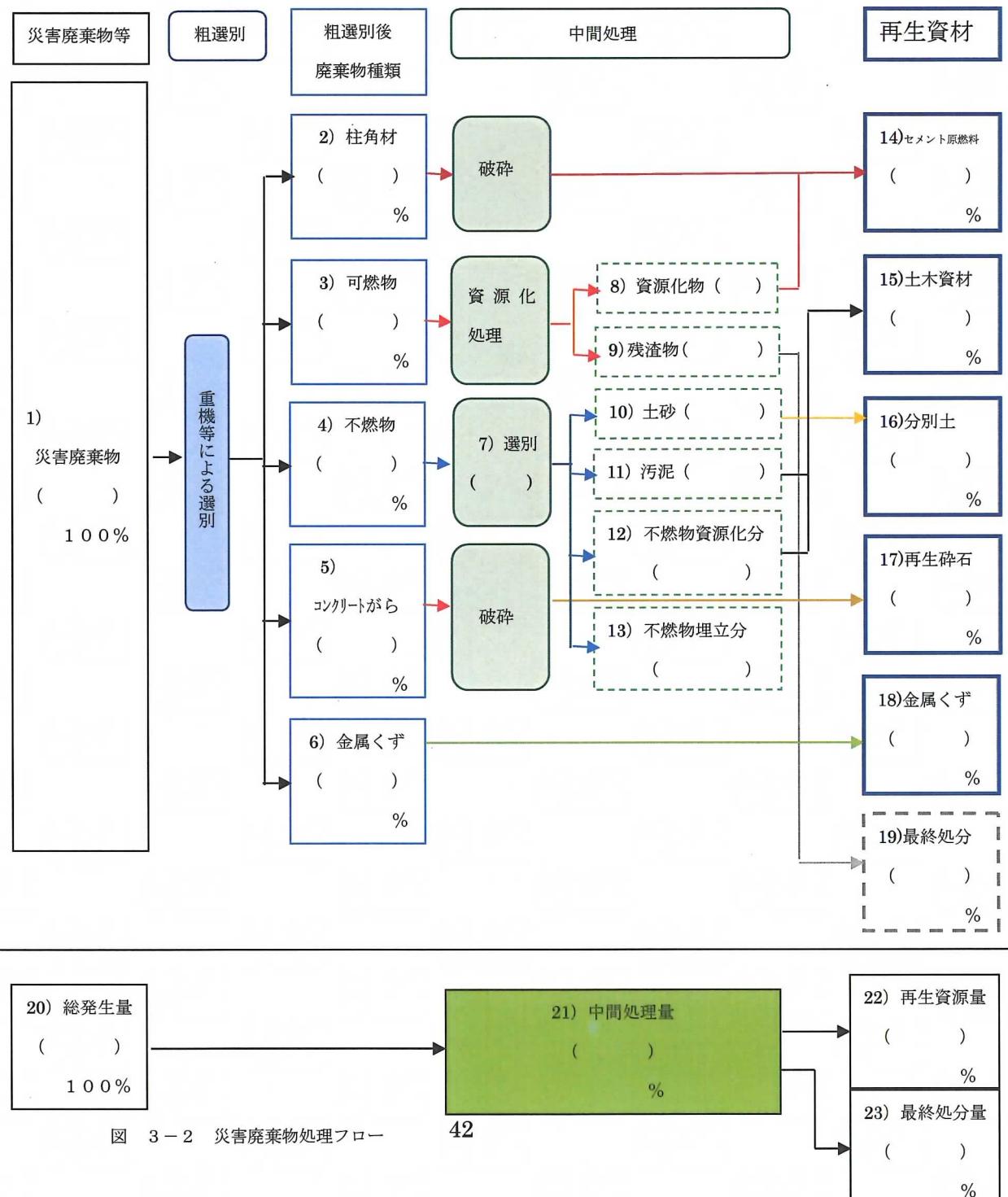


図 3-2 災害廃棄物処理フロー

■災害応急対応

災害の種類・規模に応じて、図3－2を適宜見直し、処理フローを設定する。その際も、災害廃棄物の処理方針、発生量・要処理量、本市及び委託先の廃棄物処理施設の復旧状況を想定しつつ、処理フローを設定する。

■復旧・復興

災害廃棄物処理の進捗状況に合わせ処理フローを見直す。

2. 4 収集運搬計画

■災害予防

図3-3に被災現場からの搬出方法を示す。被災現場から一次仮置場への運搬、一次仮置場から二次仮置場への運搬、中間処理施設、最終処分場、再資源化事業者等への運搬等を実施する。また、災害廃棄物によっては、被災現場や一次仮置場から直接、再資源化事業者等へ引き渡されるものもある。

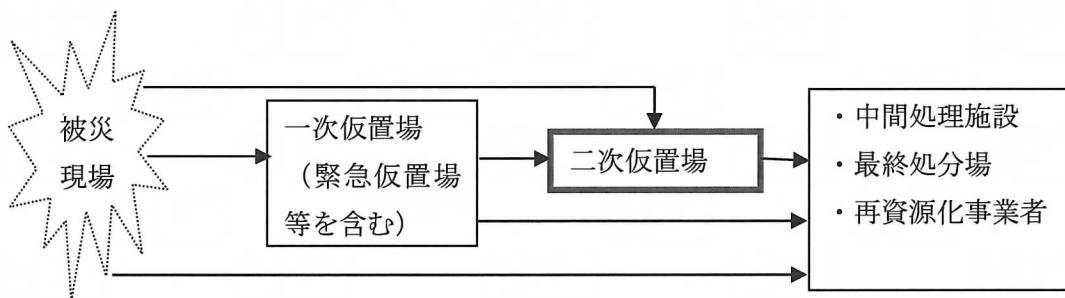


図 3-3 被災現場からの搬出方法

被災現場からの一時仮置場への運搬・搬入は、利用できる道路の幅が狭い場合が多く、小型の車両しか使えない場合が想定される。この際の運搬には、道路事情に応じた荷台が深い小型の車両が必要となる。

広域処理を行う場合、被災状況や地理的特性から鉄道輸送も有効な方法と考えられ、使用可能な手段、輸送先との利便性等を総合的に勘案して決定する。そのため鉄道輸送会社と事前に協議等を行い、輸送方法の検討を進める。

なお、本市が災害時に利用可能な輸送手段を表3-14に示す。

表 3-14 災害時に利用可能な輸送手段（例）

輸送手段	主要ルート	備 考
車両	国道299号、407号	
	県道15号線、30号線、74号線、262号線	
	市道	
鉄道	日本貨物鉄道株式会社 (JR貨物)	新座貨物ターミナル駅まで運搬
	日本貨物鉄道株式会社 (JR貨物)	熊谷貨物ターミナル駅まで運搬

災害廃棄物の収集運搬に必要となる車両台数の見込みを表3-15に示す。

表 3-15 がれき等の収集運搬車両の延べ必要台数の算出（例）

災害廃棄物発生量	4t (3m ³) 車	10t (6m ³) 車
重量 (t)	27,862.2 t	6,965.6 台
容積 (m ³) ※	47,492.2 m ³	

※：見かけ比重は可燃物を0.4t/m³、不燃物を1.1t/m³とした（出典：「災害廃棄物分別・処理業務マニュアル－東日本大震災を踏まえて」（廃棄物資源循環学会（平成24年5月））。

■災害応急対応

災害廃棄物の収集運搬車両及び収集ルート等の被災状況について、災害対策本部を通じて衛生班が把握し、住民の生活環境改善のため、効率的な収集運搬計画を策定する。

また、主要ルート等における通行上支障となる災害廃棄物の撤去にあたり、応急復旧班及び災害対策本部と連携し、自衛隊・警察・消防等の関係機関に収集運搬ルートを示して道路啓開を進める。その際には、危険物・有害廃棄物、アスベストを含む建築物等の情報を併せて提供する。道路啓開に伴い発生した災害廃棄物は、順次、仮置場に分別・搬入する。

災害廃棄物、避難所及び家庭等から排出される廃棄物週数分を収集運搬するため、県を通じて周辺市町村や建設業協会等へ支援要請を行い、収集運搬に必要な車両を確保する。

その他、避難所、仮置場の設置場所、交通渋滞を考慮した効率的な収集運搬ルート計画を作成する。

し尿処理に関しては、仮設トイレや避難所から発生するし尿や浄化槽汚泥の収集を利用者数等の情報を入手したうえで計画的に実施する。

■復旧・復興

災害廃棄物処理の進捗状況や仮置場の閉鎖、避難所の縮小等の変化に応じて、収集運搬車両の必要台数を見直し、収集運搬の効率化を図る。

2. 5 仮置場の設置、運営管理、返却

■災害予防

本市で設置する仮置場は、表3-16 のとおりとする。

緊急仮置場は、緊急的に隨時設置するものであり、一次仮置場整備に合わせ、順次廃止する。

一次仮置場は、災害廃棄物を被災現場から二次仮置場に運搬する際の中継施設とし、本市内に複数設置する。また、一次仮置場では、手作業、重機作業により粗選別を行う。

二次仮置場は、主に一次仮置場から搬入された災害廃棄物を破碎・選別するとともに、必要に応じて仮設焼却炉等を設置する。

表 3-16 仮置場の種類

緊急仮置場	被災住民が、自ら災害廃棄物を搬入することができる仮置場とし、被災後出来るだけ速やかに、被災現場に近い場所に設置し、数か月間に限定して受け入れる。路上などに排出された災害廃棄物を早急に撤去するために、一次・二次仮置場が整備されるまでの間は、必要に応じ本市による搬入も行う。ただし、搬入に際しては、危険物や有害物等が搬入されたり、周辺の生活環境が悪化しないよう緊急仮置場周辺の自治会等と搬入管理方法について協議したうえで設置する。
一次仮置場	被災住民が直接、災害廃棄物を搬入するとともに、本市委託事業者や家屋解体事業者等が搬入する。災害廃棄物の前処理（粗選別等）を行い二次仮置場へ積み替える拠点としての機能を持つ。被災現場から災害廃棄物を一次仮置場に集積した後、粗選別を行う。
二次仮置場	主に一次仮置場から運ばれてきた災害廃棄物を中間処理（破碎・選別、焼却等）するとともに、再資源化された資源物を保管する機能を持つ。

本市で必要となる仮置場は、関東平野北西縁断層帯地震発生時には災害廃棄物量から約45, 138. 35 m²が必要となる。表3-17 に仮置場必要面積を示す。

表 3-17 災害廃棄物の仮置場必要面積

項目	災害廃棄物 (t)				必要面積 (m ²)			
	可燃物	不燃物	土砂	計	可燃物	不燃物	土砂	計
関東平野 北西縁断 層帯地震	13,931.11	8,358.66	5,572.22	27,862.20	17,766.22	10,655.47	16,716.66	45,138.35
平成 28 年 8 月台 風 9 号相 当風水害	8.50	11.50	0.10	20.10	10.84	14.66	0.30	25.80

※全災害廃棄物量に対する必要面積として算出した。よって、二次仮置場稼働時期及び広域処理等が開始される時期には必要面積は減少する。

防災拠点、避難所予定地と整合を取り、仮置場候補地は 表 3-18 のとおりとする。

表 3-18 仮置場の候補地リスト

種類	名称	住所	面積 (m ²)	仮置量 (t)
緊急	都市公園内等 緊急仮置場			
一次	一般廃棄物最 終処分場	田波目 441 番 地 9	12,250	33,600
二次	清掃センター	上鹿山 766 番 地 1	3,692	10,000

仮置場の返還方法については、表 3-19 に示す方法を原則とする。

表 3-19 仮置場の返還方法（例）

項目	内容
借地費用	日高市財産規則を準用して算定する。
返還時期	発災後 3 年以内とする。
返還方法	必要に応じて土壤調査を行い、現状復旧後に返還する。

■災害応急対応

被害状況に応じて災害廃棄物量から、必要となる仮置面積を算定し、仮置場候補地から使用する箇所を確定させる。

使用する仮置場では、使用前に可能な範囲で土壤汚染状況を確認し、仮置する災害廃棄物の性状に合わせて土壤汚染防止策を検討するとともに、管理小屋、フェンス、消火用水相当の必要設備を設置する。

また、設置・運営管理を委託する場合は、早急に積算を行ったうえで、早い段階で適切に委託契約する。

図 3-4 に仮置場平面図（例）を示す。

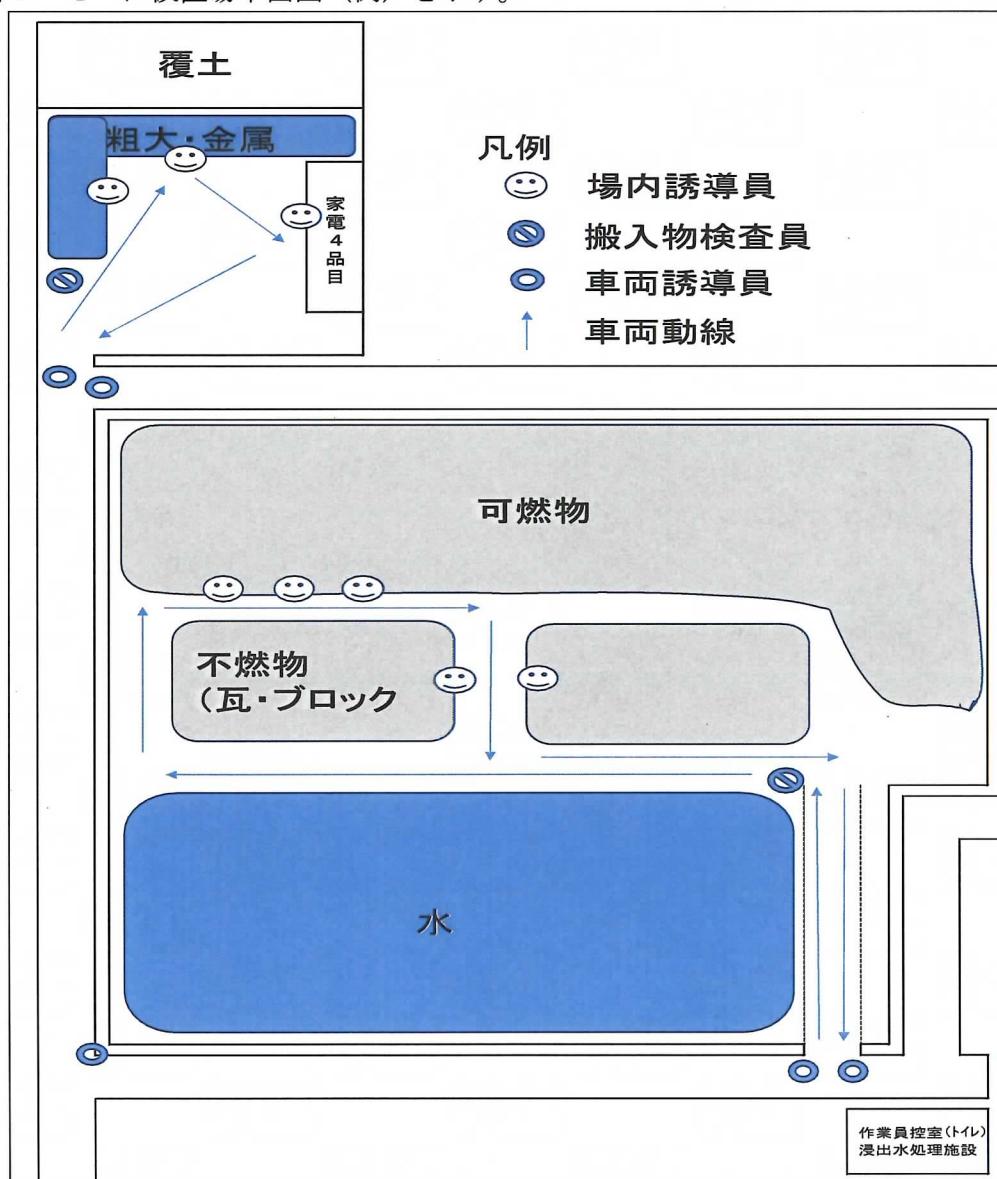


図 3-4 仮置場平面図（例：一次仮置場（最終処分場））

■復旧・復興

災害廃棄物処理の進捗に合わせて、周辺への生活環境改善が必要な仮置場から順次閉鎖する。閉鎖する仮置場は土壤調査等を実施したうえで、民地の場合は地権者へ契約に基づいて返還する。

復旧・復興の状況によっては、使用中の仮置場周辺での渋滞が常態化する恐れがあるので、渋滞解消策等を適宜検討する。

また、使用中のすべての仮置場で環境モニタリングを継続して実施する。

2. 6 仮設処理施設

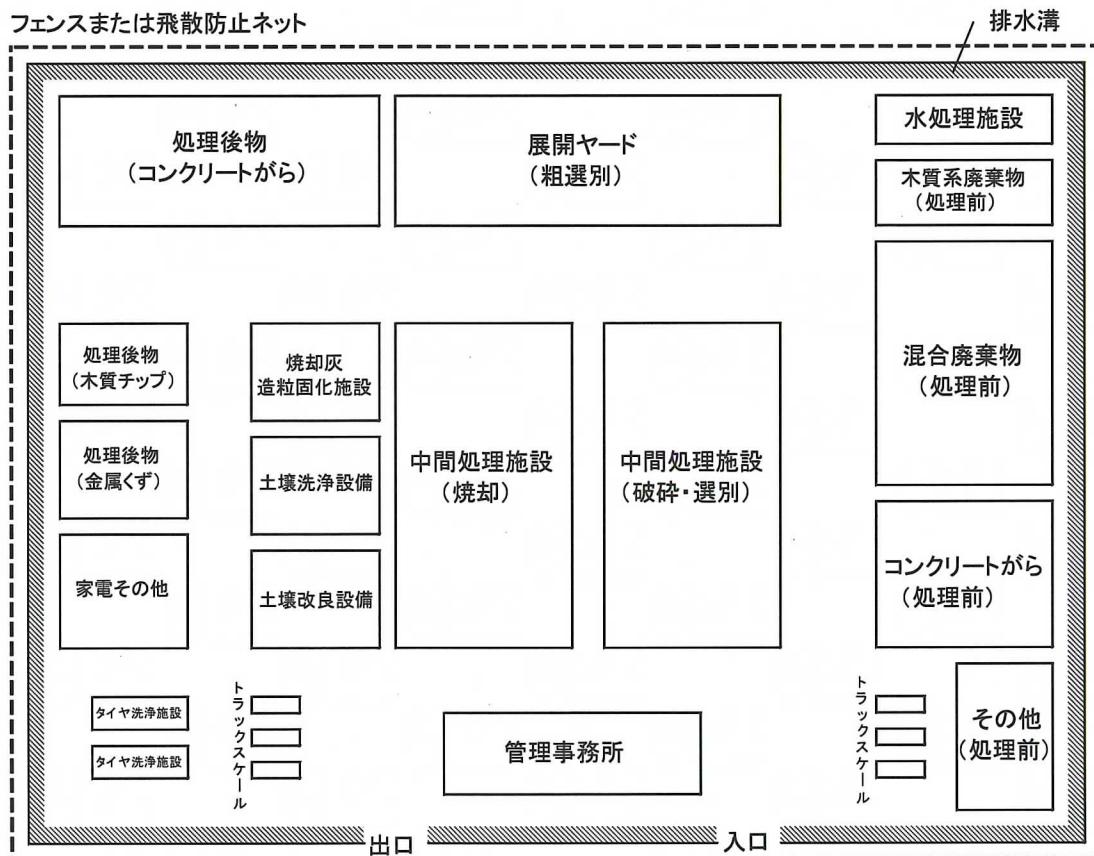
■災害予防

一次仮置場において粗選別を行った災害廃棄物を二次仮置場で中間処理する。中間処理は、災害廃棄物の性状等にあわせ破碎、選別、焼却等を組み合わせて実施する。

二次仮置場ではこれらの機能を集約し、効率的に災害廃棄物の減容化、資源化を図る。

大規模災害時には、本市の被災状況によって、県へ二次仮置場機能を事務委託する必要が生じる場合がある。

二次仮置場のイメージを図3-5に示す。二次仮置場は、災害廃棄物を処理するまでの間に仮置きするスペース、処理設備を配置するスペース及び処理後の廃棄物や資源物を仮置きするスペースを併せ持つ必要がある。



出典：環境省災害廃棄物対策指針 技術資料【技 1-14-5】P3

図 3-5 機械選別や焼却処理等を行う仮置場のレイアウトイメージ（例）

■災害応急対応

被害状況を踏まえ災害廃棄物量が、本市を含めた周辺自治体の一般廃棄物処理施設の余力及び産業廃棄物処理施設の受入可能量の合計値（処理期間内での処理可能量）を上回る場合には、県と協議のうえ、仮設処理施設の設置検討を進め、災害廃棄物が復旧・復興の妨げにならないよう努める。

また、仮設処理施設の設置が決定した場合は、施設規模・種類、設置手続き等について県と協議を行う。

■復旧・復興

災害廃棄物処理の進捗状況を確認のうえ、処理ラインの見直しを適宜行い、処理期間内での処理完了を目指す。処理期間完了の数ヶ月前には二次仮置場を閉鎖する。仮設焼却炉の解体・撤去はダイオキシン類等の汚染が想定されるため、労働基準監督署等と協議したうえで、解体撤去作業を行い、解体撤去完了後に土壤調査を実施し、地権者へ契約に基づいて変換する。

復旧・復興の状況によっては、使用中の仮置場周辺での渋滞が常態化するおそれがあるので、渋滞解消策等を適宜検討する。

また、使用中の仮置場で環境モニタリングを継続して実施する。

2. 7 環境モニタリング

環境モニタリングは、仮置場周辺の地域住民の生活環境への影響を防止し、災害廃棄物処理現場における労働災害を防止することを目的とする。

■災害予防

建物の解体現場及び災害廃棄物仮置場における環境モニタリング項目を表3-20に示す。

表 3-20 環境モニタリング項目

影響項目	調査・分析方法	実施方法
大気質		
アスベスト		
騒音		
振動		
土壌等		
臭気		

仮置場における火災防止対策の観点からも、警備員を夜間にも常駐させ、定期的に仮置場の見回りを行う。また、可燃物を仮置きしている場合は、可燃物からの発煙の有無を目視確認するとともに、定期的に内部の温度及び一酸化炭素濃度を測定し、その結果に基づき管理を行う。

このほか、建物の解体現場においても、大気（粉じん、アスベスト）、騒音・振動等を定期的に測定するとともに、作業員の安全対策の状況も併せて確認する。

■災害応急対応

発災後は、平時の検討した環境モニタリング項目から、被災状況を踏まえて決定し、廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路、化学物質等の使用・保管場所（P R T R 情報等）での環境モニタリングを実施し、その結果を適時公表する。

腐敗性廃棄物を優先的に処理し、悪臭や害虫が発生した場合には、消臭剤、シート被覆等の対応を実施する。

仮置場での火災対策では、廃棄物の性状に応じ積み上げ高さの制限（5 m以下）、堆積物間の距離の確保、散水の実施、堆積物の切り返しによる放熱、ガス抜き管の設置などを実施するほか、必要に応じて定期的に温度計測を行う。

火災発生時の初期消火機材、訓練等の体制を整える。

■復旧・復興

引き続き、建物の解体・撤去現場や仮置場での環境モニタリングを定期的に実施する。

2. 8 再生利用

■災害予防

災害廃棄物は、処理方法によって利用可能なものを多量に含んでおり、その有効活用が復旧・復興時の資材として多く活用されることから、積極的に再生資材として有効利用していくものとする。表3-21に再生利用する再生資材を示す。

また、再生資材の中間処理・再生事業者（引取先）を表3-22に示す

表 3-21 再生利用する再生資材

災害廃棄物（発生源）	再生資材	利用用途等
コンクリートがら	再生砕石	復興資材（道路路盤材等）
金属類	金属	金属くず
木質類（柱・角材）	チップ、ペレット	サーマルリサイクル（燃料）
可燃物（焼却対象）	可燃物	セメント原・燃料
土砂	土砂	復興資材（盛土材等）

表 3-22 再生資材の中間処理・再生事業者（引取先）

再生資材	事業者名	住所	電話番号
コンクリートがら	（株）猪俣産業 リメイクプラント	原宿65 4	
金属類	有限会社 太盛	さいたま 市浦和区 大原5- 12-1	048-685- 8161
木質類			
可燃物（焼却対象）	太平洋セメント （株）埼玉工場	原宿72 1	042-989- 1111
土砂			

■災害応急対応

災害応急時においても、今後の処理や再生利用を考慮し、一次・二次仮置場では、可能な限り分別を行う。また、仮置場では害虫、悪臭が発生した場合は、専門機関に相談のうえで、殺虫剤や消石灰、消臭剤等の散布を行う。

再生資材の発生量に応じて、関係機関と調整のうえ、保管場所を設ける。

■復旧・復興

復旧・復興事業等においては、再生資材の活用が望ましいことから、種類ごとの性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択し、品質・安全性に配慮した処理を行う。

2. 9 最終処分

■災害予防

本市の一般廃棄物最終処分場における、平成30年3月末現在の残余容量を表3-23に示す。本市一般廃棄物最終処分場の受入れ対象物は現在、可燃ごみ資源処理残渣のみである。

表 3-23 一般廃棄物最終処分場の現状

施設名	埋立容量	残余容量
日高市一般廃棄物最終処分場	21, 275. 6 m ³	17, 024. 4 m ³

関東平野北西縁断層帯地震発生時の可燃ごみ資源化処理残渣を合わせた最終処分量は、表3-24に示すとおり、約10. 00m³と推定される。

表 3-24 関東平野北西縁断層帯地震発生時の最終処分発生見込量

可燃ごみ資源化処理残渣
4, 179. 33 t
10. 00 m ³

※埋立時単位体積重量：420 kg/m³

最終処分発生見込量は、計画時点における一般廃棄物最終処分場の残余容量から、10年間必要となる一般廃棄物の推定埋め立て容量を差し引いた容量は最大で見積もっても16, 924. 4 m³となることから、本市最終処分場については災害発生時にも問題なく処分を行うことができる。

■災害応急対応

上記のとおり、本市一般廃棄物最終処分場については、従来、受入れ対象物を狭い範囲に限定しているため、残余容量に十分な余裕がある。

災害発生時には、堆積物等を早期に処分し、復旧・復興に移行する必要がある。よって、従来の受入れ対象物と性状が類似する廃棄物及び浸出水処理に負荷を与えない性状の廃棄物については、受け入れる方向で、関係機関等と調整を図る必要がある。

■復旧・復興

災害廃棄物の発生量及び要処理量を適宜見直し、併せて最終処分量についても適宜見直しを行う。

なお、処分にあたっては、リサイクルに努めたうえで、再生利用が困難なものを適切に処分するものとする。

2. 10 がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去

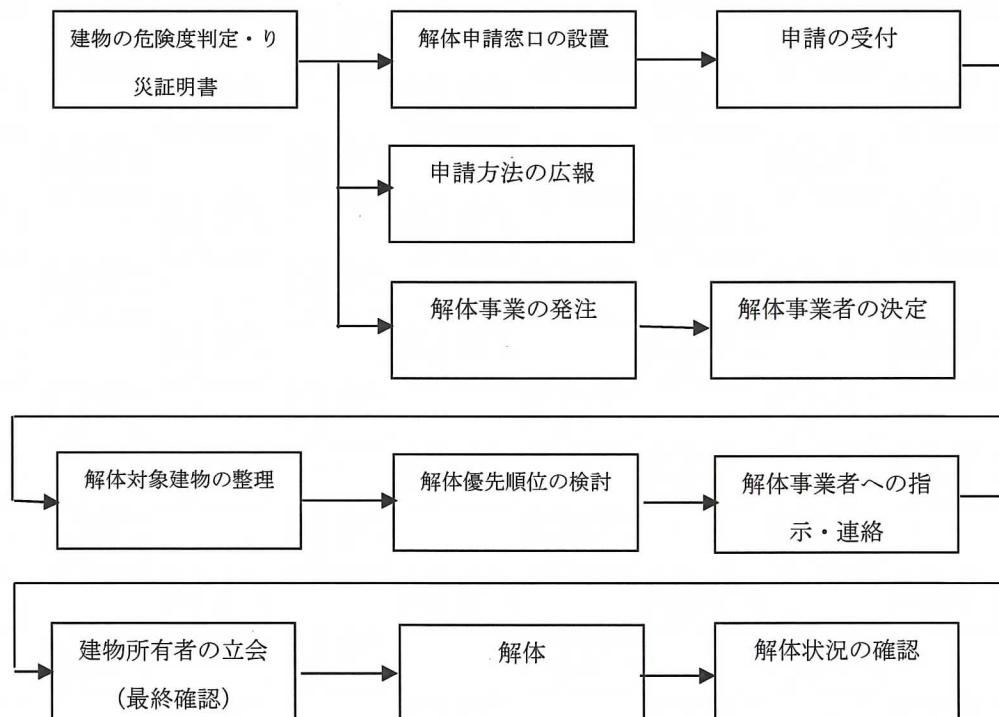
■災害予防

本市における関東平野北西縁断層帯地震発生時の全壊・焼失建物棟数は「日高市地域防災計画」によると、合計で71棟と想定されている。

表 3-25 建物棟数及び全壊・焼失建物棟数

	棟 数
全 壊	4 2
焼 失	2 9

家屋・建屋等の解体は、図3-6の手順を基本として行うものとする。また、解体・撤去においては、事前にアスベスト含有量調査等を実施し、解体撤去工事によるアスベスト等の汚染を防ぐものとする。



出典：環境省災害廃棄物対策指針 P2-31 図 2-2-4

図 3-6 家屋・建物等の解体手順（例）

■災害応急対応

災害対策本部等から、全壊・焼失家屋数に係る情報を入手し整理する。

建物の解体・撤去については、所有者等の申請に基づき実施するが、応急対応として、土砂・洪水等で流出した損壊建物や地震で道路へ損壊した建物等の解体・撤去は、人命救助、ライフラインの確保等の一環で、緊急に対応する現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえて優先順位を決定する。

がれき状態になっているものについては、所有者の同意なしに撤去することや、撤去予定の表示をしたうえ、一定期間連絡がないものについては撤去する。

■復旧・復興

解体・撤去にあたっては、関係部署と調整のうえ解体・撤去の優先順位を決定したうえで、入札等により解体事業者を決定し、順次、解体・撤去を進める。

なお、建物の解体・撤去については、所有者等の申請に基づき、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえて優先順位を決定する。

解体・撤去の事前調査でアスベスト等の有害物質の使用が確認された建物を解体する場合は、大気汚染防止法や石綿障害予防規則等に基づく必要な手続きを行い、有害物質を除去したのちに、適正に処分する。

また、解体・撤去では建設リサイクル法に基づく届け出を行う必要がある。

2. 1.1 広域的な処理・処分

■災害予防

大規模災害発生に備え、県及び近隣自治体と広域処理・処分に係る連絡体制や手順について、協議を進めるとともに、情報共有や訓練を実施する。

広域処理・処分では、産業廃棄物処分場や一般廃棄物処分場を所有する県外の自治体等と事前に災害廃棄物処理に係る協定締結について検討する。

また、広域処理の支援側となることも想定し、本市の廃棄物処理施設において、区域外の災害廃棄物を処理する際の手続きをあらかじめ定めるとともに、必要に応じて地域住民への説明を行う。

なお、本市が災害等に係る協定を締結している自治体等は表3-26 のとおりである。

表 3-26 災害協定等を締結している自治体

No.	自治体等名	協定名および内容
1	(予定) 西部地域広域連合	(予定) 災害廃棄物処理協定

■災害応急対応

大規模災害により、自区内で計画的に災害廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、広域処理を検討するため、県と協議を行う。

■復旧・復興

広域処理が必要と判断した場合には、実施に向けた調整を行う。西部地域広域連合との協定に基づく広域処理においては、改めて、処理可能量や受け入れ基準等について確認し、広域処理を実施する。

また、県から支援要請があった場合は、処理施設の稼働状況等から受け入れの可否、受け入れ可能量等の検討を行い、速やかに連絡する。

支援(委託処理)を行う場合は、要請先の自治体等と受け入れ手続きを迅速に進め、必要に応じ受け入れ施設の周辺住民等に対し説明を行い、住民合意形成を図る。

2. 1.2 適正処理が困難な廃棄物（有害廃棄物を含む）の対策

■災害予防

表3-27に本市内の有害・危険物の保管リストを示す。本市内にはPCB等の有害・危険物質が一時保管されている。表3-28に主な有害・危険物を示す。

有害物質取扱事業所を所管する関係機関と連携し、適切な保管および災害時における対策を求める。

表 3-27 有害・危険物の保管リスト（例）

No.	事業所	住所	担当者	保管物質	保管量
1	日高市清掃センター	上鹿山 766 - 1	環境課廃棄物対策担当	PCB含有機器	0.185 t

表 3-28 主な有害・危険物

有害廃棄物	鉱物油（ガソリン、灯油、軽油、重油等）、化学合成油（潤滑油等）
	有機溶媒（シンナー、塗料等）
	薬品類（農薬や毒物・劇物等）
	廃アスベスト（飛散性）及びアスベスト含有廃棄物
	CCA処理木材
	ヒ素含有石膏ボード
	PCB含有機器（トランス、コンデンサ等）
	ガスボンベ（LPガス、高圧ガス等）
	フロンガス封入機器（業務用冷凍機器、空調機器等）
	アンモニアガス封入機器（業務用冷凍機器）
	消火器
	火薬、花火、獣銃の弾丸等
	感染性廃棄物

出典：高知県災害廃棄物処理計画 ver. 1 P109（高知県（平成26年9月））

また、有害・危険物が発生した場合の関係機関を表3-29に示す。

表 3-29 有害・危険物の関係機関（相談先）

No.	有害・危険物	連絡先	TEL	URL
1	PCB 含有機器	埼玉県西部環境管理事務所	049-244-1250	
2				
3				
4				
5				

■災害応急対応

有害物・危険物の保管リストを基に、流出・飛散等が発生していないか事業所等へ確認を行う。万が一、流出・飛散等が発生していた場合は、有害物質の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐために、事業者とともに調査を行い、有害物質を含む廃棄物が発見されたときは、原則的に所有者に対して速やかな回収を指示し、適切な処分を求める。

災害廃棄物のうち、混合系の廃棄物には有害物質が含まれている可能性があるため、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水などによる防塵対策の実施など、労働環境の確保を図るとともに安全対策を徹底する。

所有者不明の有害物質を含む廃棄物は、関係機関と調整のうえ処理ルートを確保する。

■復旧・復興

災害応急対応と同じ

2. 13 思い出の品の取り扱い

■災害予防

位牌、アルバム等、所有者の個人にとって価値があると認められるもの（貴重品、思い出の品）が仮置場の選別工程で発見された場合は集約し、閲覧・引渡しする方法を検討する。

具体的には、位牌、アルバム等の個人にとって価値のあると認められるものについては、可能な限り分別及び洗浄を実施し、市役所等で台帳を作成したうえで保管し、持ち主に返却できるよう広報を行う。

また、有価物（現金、株券、金券、商品券、貴金属等）を発見した場合は、発見日時・発見場所・発見者氏名を記載して保管し、その日ごとに本市職員が警察署に届ける等のルールを定める。

■災害応急対応

思い出の視野な貴重品は、仮設小屋等の保管場所に保管し、ルールに従って保管・広報・返却等を行う。

また、貴重品の取り扱いについては、警察と連携を図る。

■復旧・復興

災害応急対応と同様

2. 14 避難所ごみ・家庭系ごみ

■災害予防

避難所ごみの発生予測を表3-30に示す。避難所等の環境衛生保全のため、避難班・地域防災活動拠点班と連携を図り、収集は被災後5日以内をめどに開始する。避難所ごみは「避難ごみ分別区分」に従い分別を行ったうえで収集を行い、被災状況により適宜区分の見直しを行う。

被災状況によっては、平時の収集体制での対応が困難となることも想定されるため、必要に応じて支援要請を行い、他市町村からの支援車両等による収集を行う。

なお、医療系等の有害・危険廃棄物については、取扱いに注意し、密閉保管するよう周知する必要がある。

表 3-30 避難所ごみ発生予測（関東平野北西縁断層帯地震）

地区	避難者数（人）	避難数の割合（%）	ごみ発生量（t／日）
市全域	519人	100	99.5
合 計	519人	100	99.5

※ごみ発生量=避難者数（人）×平成29年度発生原単位（189.7kg／人・日）

家庭系ごみについては、可能な限り、被災後4日以内を目途に通常の収集体制を確保する。被災状況により区域を分けて収集するが、道路の被災状況等により著しく収集効果が低下した場合は、状況に応じて早朝・夜間収集等に対応する。

平時の収集体制の確保が困難な場合、緊急性を考慮し、住民への広報を行ったうえで、腐敗性の高いもの・食品残渣等を優先して回収する。腐敗性の低いものは、一時的な収集停止を行うなどの措置を講じる。

また、災害により既存可燃ごみ資源化処理施設の復旧に時間がかかる場合は、オリックス資源循環株式会社寄居工場での代替処理へ速やかに移行できるよう、関係機関と調整を図るなどの措置を講じる。

不適正排出や、道路・公園等への不法投棄等を未然に防止するため、広報及び仮置き場を中心としたパトロール等を行う。

表 3-3-1 家庭系ごみ発生量予測（関東平野北西縁断層帯地震）

地区	非避難者数（人）	非避難者数の割合（%）	ごみ発生量（t／日）
市全域	57,256	99.6	10,861
合 計	57,256	99.6	10,861

※ごみ発生量=非避難者数（人）×平成29年度発生原単位（189.7kg／人・日）

※夜間人口=57,473（人）

■災害応急対応

避難所開設、避難所外避難者数等の情報を速やかに把握し、収集体制、収集ルート等の検討を行う。また、通常体制での収集が困難な場合、支援要請を行い、早朝に収集体制を構築する。

■復旧・復興

避難所の閉鎖状況や各地区の居住者数等の情報を収集し、収集体制、収集ルート等の見直しを行う。

また、ごみ処理施設の復旧状況に応じて、処理先の見直しも行う。

2. 15 し尿処理

災害時には、公共下水道等の生活排水処理施設が使用できなくなることが想定されるほか、避難所から発生するし尿に対応するため、生活排水処理施設の被災情報や避難者数の把握のうえ、優先順位を踏まえて仮設トイレを配置し、あわせて計画的な収集体制を整備する。

■災害予防

1) 必要資機材等

し尿等の発生量及び仮設トイレ必要予測を表 3-22 に示す。本市のし尿等の収集運搬能力及び処理能力は以下のとおりであり、収集運搬車両や処理施設の被災状況によっては対応が困難になるため、必要に応じて支援要請を行い、他市町村の焼却施設での処理を委託する。

また、被災状況によっては、避難所外避難者や下水道の被災によって自宅トイレの使用ができないこと住民が、仮設トイレを使用することも想定されるため、仮設トイレ利用者は増加することが想定される。

仮設トイレの配備数の決定にあたっては、指定収容避難所に設置されている男女別トイレの数、多目的トイレの有無等を把握し、収容可能人数等の諸条件を考慮して定める。仮設トイレは避難所外避難者や高齢者、障がい者、女性に配慮したものとし、夜間の使用を考慮するほか、安全性、防犯性、プライバシーが確保できる構造・配置とする。

仮設トイレの配備については、被災後 2 日以内に着手し、避難者数に応じた数を確保する。避難所等における清潔なトイレの維持は、被災者の健康維持と感染症予防のためにも重要であることから、避難班と連携し、管理する。

表 3-32 し尿発生量及び仮設トイレ予測（関東平野北西縁断層帯地震）

地 区	避難者数（人）	非水洗化人口（人）	し尿発生量（l／日）	仮設トイレ数（基）
市全域	217	2	427.5	2
合 計	217	2	427.5	2

※し尿発生量＝（仮設トイレ必要人数+非水洗化区域し尿収集人口）×発生量 1.97l

仮設トイレ奇数＝100人に1基（4000l）とした。

また、し尿発生量等から推計される収集運搬車両の必要台数を表3-3-3に示す。

表 3-3-3 し尿収集運搬車両必要台数

仮設トイレ設置場所数（箇所）	バキューム車 必要台数	
	1.8kl 車（3箇所／台）	3.6kl 車（4箇所／台）
20	4	2

また、仮設トイレの備蓄場所、使用方法等を防災訓練、広報などで住民へ周知しておくものとする。

2) し尿の収集運搬、処理

し尿の収集運搬について、被災後の迅速な対応のため、下水道・生活排水関係部署、県、し尿収集運搬事業者、仮設トイレ保有事業者等と情報共有と連携を図る。本市のし尿の収集運搬、処理に係る協定は 表3-34 のとおりである。

表 3-34 仮設トイレのレンタル、し尿の収集運搬、処理に関する応援協定締結団体

団体名	連絡先	応援協定内容（概要）
日高環境保全協同組合	高萩 1732 番地 42	仮設トイレの設置、し尿の収集運搬、他

近隣自治体も同時に被災した場合、支援も受けられない可能性が高く、広域下水道施設が被災し、水洗トイレが使用できないことも想定されることから、以下の対策を行う。

- ・本市内レンタル事業者に対し、保有の仮設トイレの優先的利用の協定締結。
- ・災害時利用可能トイレの備蓄・整備に努める。
- ・下水道処理施設の被災対策を検討する。
- ・一般家庭に対し、簡易トイレの備蓄、普及啓発を図る。

■災害応急対応

- ・避難人数を把握するなど、避難所に必要な仮設トイレの数と種類を算出する。
- ・備蓄資材が不足する場合等、必要に応じ、県に支援を要請し、応援協定等による他自治体、関係団体からの協力を得て、仮設トイレ（消臭剤等を含む）を確保、優先順位に配慮のうえで設置を行う。
- ・し尿の収集運搬車両の必要数を把握し、し尿の収集・処理体制を確保する。
- ・仮設トイレの使用方法、維持管理方法等について住民へ継続的な指導を行う。
- ・下水道処理施設の被災状況確認を行う。

■復旧・復興

避難所の閉鎖や縮小に合わせて仮設トイレの撤去を行う。

3 住民への広報・啓発

3. 1 広報

■災害予防

広報手段は表3-35、広報する内容は表3-36のとおりとする。

発災時は、通信の不通等が想定されるため、災害廃棄物処理等に関する情報を多くの対象者に確実に周知できるよう、複数の方法で情報の伝達を行う。

また、速やかな情報公開、過不足をなくすため、情報公開の雛形を作成する。

表 3-35 広報手段（例）

対象者	広報手段
府内各課	府内放送、府内電話、府内ローカルメール、府内ポータルサイト
一般住民、被災者	防災行政無線、広報車、区長回覧・全戸配布、自治会等掲示板、避難所掲示板、広報紙、報道機関等
各関係機関	防災行政無線、電話、FAX等
報道機関	電話、FAX、文書、会見等
その他	掲示版、チラシ、インターネット、SNS等

表 3-36 広報内容（例）

時系列	広報手段
平常時	<ul style="list-style-type: none">・情報入手手段・災害廃棄物処理計画（本計画）・災害廃棄物発生量、処理処分方針の周知・災害廃棄物に関する事例の紹介 等
発災後	<ul style="list-style-type: none">・仮設トイレの設置場所、緊急仮置場設置場所・仮置場の設置場所、仮置場搬入ルール、思い出の品の保管状況・便乗ごみ、不法投棄・野焼き等の不適正処理の禁止・危険物・有害物質への対応、衛生確保に関する情報・災害廃棄物に対する問い合わせ先・災害廃棄物処理進捗状況 等

■災害応急対応

- ・発災直後は、緊急情報（仮設トイレ、危険物・有害物の取り扱い、生活系ごみ・災害ごみの排出方法等）に限って発信する。
- ・避難所の場所とともに仮設トイレ設置場所、発災直後のごみ出しルールを避難者や住民に周知する。
- ・緊急仮置場、一次仮置場等の場所を選定し、仮置場への搬入ルールとともに仮置場位置を住民、ボランティア、関係機関等に連絡する。
- ・危険物・有害物の漏洩などが判明した場合は速やかに周辺地域住民、関係機関に立ち入り禁止区域等を周知する。
- ・災害廃棄物の収集が本格化し始めたら、より具体的な情報を提供していく。

■復旧・復興

- ・「災害廃棄物処理実施計画」に基づき災害廃棄物処理のスケジュール、二次仮置場運営状況等の情報を提供し、災害廃棄物処理への理解を広げる。
- ・損壊家屋への対応方針、補助の申込み方法等住民生活の復旧・復興に必要な情報を提供する。

3. 2 相談窓口の設置

住民からの相談・苦情へ対応するため、専用の住民窓口を設置し、一元的にに対応する。

住民間らの相談・苦情の内容については、庁内での情報の共有化を図るため、対応を行った担当者が記録・整理し、集約を行う。

災害廃棄物の排出方法や注意事項等の内容を記載したチラシを窓口に常備しておく。

家屋解体の申込み等については、申込書類が複雑であること、申込人数の殺到が予測されることから、対応時は専用窓口を設け、十分な人員を配置する。

4 発災時における県への事務委託

被害が甚大であり、本市のみで対応することが困難で会う場合は、県に災害廃棄物処理に関する事務委託を行う。

■災害予防

- ・県及び市町村であらかじめ協議し、県への事務委託の判断について検討する。
- ・事務委託を行う場合の手続きを明確にしておく。

■災害応急対応

- ・被災状況、災害廃棄物発生量等を確認し、本市の対応を検討する。
- ・本市のみで対応することが困難と判断した場合は、事前の協議に基づき、県への事務委託を要請する。
- ・県及び本市の役割について明確化する。

■復旧・復興

県の行う事務に協力する。

5 災害廃棄物処理実行計画

災害の初動対応終了後、実際に発生した災害の被害状況、災害廃棄物量等に応じて、災害廃棄物の処理方法・処理体制等を定めるため、「災害廃棄物実行計画」を策定する。

■災害応急対応

災害時、被災状況を踏まえた災害廃棄物の発生量の推計結果と処理可能量を把握し、災害廃棄物処理計画を見直し、速やかに「災害廃棄物実行計画」を策定する。

■復旧・復興

- ・復旧の進捗に伴い、発災直後では把握できなかった被害の様相や災害廃棄物処理の課題に対応し、処理の進捗に合わせて、実行計画の見直しを行う。
- ・災害廃棄物の処理方法や処理費用についての検討を行い、必要に応じ見直しする。
- ・処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込量、動員可能な人員、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況を踏まえ、処理スケジュールの見直しを行う。
- ・処理の進捗や災害廃棄物の性状の変化などに応じ、処理フローの見直しを行う。
- ・道路の復旧状況や周辺の生活環境の状況、仮置場位置を踏まえ、収集運搬方法の見直しを行う。
- ・設定した処理期間内に既存施設で処理が完了できない場合、仮設による処理を行う二次仮置場の設置や広域処理を検討する。
- ・仮置場の返却にあたっては、土壤分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復を行う。